

第八十四回国 参議院社会労働委員会會議録第十一号

昭和五十三年四月二十五日(火曜日)

午前十時十分開会

委員の異動

四月二十日

辞任

浅野 拡君

浜本 万三君

四月二十一日

辞任

成相 善十君

吉田 正雄君

山中 郁子君

四月二十二日

辞任

河本嘉久蔵君

四月二十五日

辞任

浜本 万三君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

補欠選任

河本嘉久蔵君

吉田 正雄君

補欠選任

龜長 友義君

浜本 万三君

小笠原貞子君

補欠選任

浅野 拡君

補欠選任

和田 静夫君

佐々木 満君

片山 甚市君

小平 芳平君

浅野 拡君

石本 茂君

上原 正吉君

遠藤 政夫君

斎藤 十朗君

福高 茂夫君

森下 泰君

高杉 勉忠君

国務大臣

厚生 大臣

政府委員

社会保障制度審議会事務局長

大蔵大臣官房審議官

厚生大臣官房長

厚生省児童家庭局長

厚生省保険局長

厚生省年金局長

社会保険庁年金保険部長

労働大臣官房審議官

常任委員会専門員

説明員

労働大臣官房参事官

労働大臣官房統計情報部情報解説課長

広田 幸一君

安恒 良一君

小笠原貞子君

柄谷 道一君

下村 泰君

小沢 辰男君

竹内 嘉巳君

米里 恕君

山下 眞臣君

石野 清治君

八木 哲夫君

木暮 保成君

大和田 潔君

谷口 隆志君

今藤 省三君

鹿野 茂君

中谷 滋君

本日の會議に付した案件

○連合審査会に関する件

○国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(和田静夫君) ただいまから社会労働委員会を閉会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十一日、成相善十君及び山中郁子君が委員を辞任され、その補欠として龜長友義君及び小笠原貞子君が選任されました。

○委員長(和田静夫君) 連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

特定不況産業安定臨時措置法案について、商工委員会に対し、連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰ぶ者あり〕

○委員長(和田静夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰ぶ者あり〕

○委員長(和田静夫君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(和田静夫君) 国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。小沢厚生大臣。

○国務大臣(小沢厚生男) ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

所得保障の中心である年金制度を初め、児童、母子家庭、心身障害者に係る諸手当の制度については、従来より充実に努めてきたところでありますが、昨今の経済社会情勢にかんがみ、これらの制度について所要の改善を行い、高齢者を初め、児童、母子家庭、心身障害者の福祉の向上を図る必要があります。

今回の改正案は、このような趣旨にかんがみ、福祉年金並びに児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当及び児童手当の額の引き上げ、厚生年金、船員保険及び拠出制国民年金の物価スライド実施時期の繰り上げその他の改正を行い、これらの制度の充実に努めようとするものであります。

以下、改正案の内容について、概略を御説明申し上げます。

まず、国民年金の改正について申し上げます。

第一に、福祉年金の額につきましては、消費者物価上昇率を上回る一〇〇の引き上げを行うこととし、昭和五十三年八月より老齢福祉年金を月額一万五千円から一万六千五百円に、障害福祉年金を一級障害について月額二万二千五百円から二万四千八百円に、二級障害については月額一万五千円から一万六千五百円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金を月額一万九千五百円から二万五千円に、それぞれ引き上げることとしております。

第二に、拠出制国民年金の昭和五十三年度における物価スライドの実施時期を、昭和五十四年一月から昭和五十三年七月に繰り上げることとしております。

第三に、保険料の額につきましては、昭和五十四年四月から三千三百円に、昭和五十五年四月から三千六百五十円に、それぞれ引き上げることとしております。

第四に、いわゆる無年金者対策につきましては、過去に保険料を滞納している期間がある者について、昭和五十三年七月より二カ年間特例納付を実施することとし、その保険料については、四千円とすることとしております。

次に、厚生年金保険及び船員保険の年金部門の改正について申し上げます。

第一に、スライドの実施時期の繰り上げにつきましては、十一月から六月に繰り上げることとし

ております。

第二に、在職老齢年金の改善として、最近の物価等の動向に対応し、六十五歳以上の在職者に支給される老齢年金について、全額支給の対象を標準報酬月額十三万四千円以下の者にまで広げるとともに、六十歳以上六十五歳未満の在職者に支給される老齢年金についても、その支給対象を標準報酬月額十三万四千円までの者に拡大することとしております。

また、七十歳以後も引き続き在職している者の老齢年金の年金額を、七十歳の時点で改めて計算する措置を行うこととしております。

第三に、寡婦加算額をそれぞれ月額千円引き上げ、子供二人以上の寡婦の場合六千円、子供一人の寡婦の場合四千円、六十歳以上の寡婦の場合三千円とすることとしております。

なお、在職老齢年金及び寡婦加算額の改善につきましては、昭和五十三年六月より実施することとしております。

次に、児童扶養手当等の額につきましては、福祉年金に準じて、本年八月から児童扶養手当の額につきましては、児童一人の場合月額一万九千五百円から二万五千五百円に、特別児童扶養手当の額につきましては障害児一人につき月額一万五千円から一万六千五百円に、重度障害児一人につき月額二万二千五百円から二万四千八百円に、福祉手当の額につきましては、月額五千五百円から六千二百五十円に、それぞれ引き上げることとしております。

次に、児童手当の改正につきましては、低所得者に対する児童手当の額を昭和五十三年十月より月額五千円から六千円に引き上げるほか、新たに児童の健全な育成及び資質の向上に資する施設をすることができるとしてあります。

最後に、資金の借入れに制限のある特殊法人等について、当該法人が年金福祉事業団から住宅資金を借入れることができるようにすることとしてあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(和田静夫) 以上をもって、趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入りませう。質疑のある方は順次御発言願います。

○広田幸一君 私、厚生年金の在職老齢年金の支給制限について質問をいたしたいと思ひます。

私のこの支給制限に対する考え方としては、最近の、定年退職になって再就職する場合の、非常にこの就職条件がむずかしくなってきたてきております。幸いにして再就職をしましても、不安定な職場が非常に多い、賃金も非常に少ない。最近はそのような人たちの生活条件が非常に悪くなってきたておる。そういうようなこととあわせて、さらに共済年金等にも比してかなり開きがある。均等の原則から言ひましても、私はこの制限はこの時点で撤廃すべき時期に来ておると、こういうふうにか考へるわけでありませうが、そういう考へ方を基調にして、この問題について質問をいたしたいと思ひます。

そこで、まあ今度も改正になっておるわけでありませうけれども、制限が二〇%、五〇%、八〇%、こういふふうになつておるわけでありませうけれども、今度の改正をされるに至つたそのいろいろな資料があると思ふんですが、どういふような資料をもとにしてこのような改正をなさつたのか、まずその資料の問題からお聞かせをいたしたいと思ひます。

○政府委員(木暮保成君) 今度の法律改正で、在職老齢年金につきましても改正をすることにしたしまして、御提案を申し上げておるところでございます。ただ、今回の法律改正の性格でございますが、厚生年金につきましては五年ごとにと収支を見直して財政再計算をするようにということになっておるわけでございます。最近におきます財政再計算は、昭和五十一年に行つたところでございます。それ以後二年を経過するわけでございますので、賃金あるいは物価等の変動もございませう。

ので、若干の手直しを必要と考へたわけでございますが、財政再計算をして制度的に物を見直すという立場に立つた改正ではないわけでございます。ただいま申し上げましたような観点に立ちまして、在職老齢年金の支給制限は十一万円を基準にしておつたわけでございますが、五十一年度改正以降二年間の物価上昇等を勘案いたしまして、十三万四千円に引き上げたいと、こういうふうにか考へた次第でございます。

○広田幸一君 もっと私は内容的に詳しく知りたいわけですけれども、また後で逐次質問するとして、その前に私が先ほど申し上げましたような定年退職、やめて再就職をしようとする、いわゆる中高年齢者の人たちがどういふような状況に置かれておるか。そのことについて、きょうは労働省からも来てもらつておりますので、労働省の方からまずお尋ねをしますけれども、いま定年制の問題がいろいろ言われております。そういう人たちの就職の場を与えるために、定年制を延ばすようにということ、国策として労働省が中心になつてそういう呼びかけをしておりますけれども、一体いまの全国のそういう企業における定年制の実施はどうかという状況になつておるか。これをまずお聞かせをいたしたいと思ひます。

○説明員(鹿野茂君) 企業におきます定年制の実施状況につきましては、昭和五十一年に労働省が実施いたしました雇用管理調査というのがあるわけでございますが、この調査によりますと、定年制を実施している企業は七四・一%になつておるわけでございます。しかも、この定年制を実施している企業の規模別に見ますと、大企業になるほど定年制を実施している企業が高くなつておるといふ状況でございます。また、この定年制の中心として見てみますと、五十五歳の定年制をとつておる企業は四七・三%でございます。また、五十六歳から五十九歳までの定年制をしいている企業は一五・九%になつております。六十歳以上の定年制をとつておる企業は三五・九%というふうになつておるわけで、六十歳未満の定年制をしいている企業は大企業に多いという傾向にあるわけでございます。このように、現在のところ五十五歳定年制をしく企業というものはかなり多いわけでございます。ただこの雇用管理調査を実施いたしました昭和四十三年時点との比較で見ますと、昭和四十三年におきましては五十五歳未満の定年制をしく企業は六三・五%であつたわけでございますが、五十一年におきましては、先ほど申し上げましたとおり四七・三%というふうにか、定年制の延長の傾向というのが見られるというふうにか考へておるところでございます。

○広田幸一君 この数字を私が見まして、いまの労働省の方から報告がありましたように、大体五十五歳定年が四七・三%ですが、それから六十歳が一五・九%で合せて六三・二%ぐらいになるわけですね、以上になるわけですね。これを見ましてもわかりませうように、民間企業に働くところの労働者の人たちは、年が若くてすでに半分はその職場を去らなければならぬ、こういう状況になつておるわけでありませう。そういうことが私は言えると思ひますし、いま答弁がなかつたんですけれども、再就職の最近の定着率でございませうね、いわゆる求人倍率といひませうか、そういうものもあわせて後で御答弁を願ひたいと思ひます。

それからもう一つ、続いて退職金の問題でございます。定年の退職金の実態はどういふふうになつておるわけですか。このことともう一つは、賃金の実態であります。賃金の実態で特に中高年齢者の状況はどういふふうになつておるのか。以上三つの点をあわせて御報告を願ひたいと思ひます。

○説明員(鹿野茂君) 中高年齢者の再就職状況でございますけれども、昭和五十一年度及び五十二年度の状況につきましては、安定所の窓口におきましてこの状況を見ますと、昭和五十一年度におきま



を得ないということからいたしましたして、現実に出ている年金よりや高い、制度が目指しておられます標準年金一つの目安といたしまして、給与とあわせて標準年金になるまでを一つの目安としまして、在職者年金を出すようにいたしました次第でございます。

○広田幸一君 局長、いまおっしゃった標準年金ですね、あれは幾らですか。

○政府委員(木暮保成君) 五十一年改正のときに、標準年金は九万三千九百九十二円でございます。これが物価スライドをいたしますので、現在十万円になっておるわけでございますが、五十一年度の標準年金九万円にいたしましたので、従来は標準年金までということでございますけれども、五十一年度の改正では、標準年金よりさらにランクを上げて、十一万円まで在職者年金を出す基準として引き上げたわけでございます。今回の改正は、そういう原則に立ちまして、先ほど申し上げましたように、その後の物価の状況を勘案いたしましたので、この十一万円を十三万四千円にいたしましたというわけでございます。

○広田幸一君 いま、局長の方から支給制限をずっと緩和してきておるわけですね。そういうことについていろいろ経過をお話しになったわけですが、問題、厚生省が、国が全く努力していないというところは私に言っておるわけではないわけですね、もっと考えるべきではなかったかというところを言っておるわけでございます。実は私も勉強しておりましたら、こういうものが出てきたわけですね。これは昨年の十二月十三日に出た書類でございますけれども、これは厚生省、局長もしかとごらんになっていらっしゃると思っておりますけれども、年金制度基本構想懇談会中間意見というのがございます。この中に私が思っていることがびびりたりと書いてあるような気がするわけですね。私が思っているのは、えらい僥越でございますけれども、ちょっと読んでみますと、この中に、「雇用政策と年金政策の有機的連携の必要性」ということが書いてあるわけですね。私はここ

がいま厚生省が年金政策を考える、片一方の雇用はうまくいっていない、片一方はなかつたことになっておるのではないかと、これを指摘しておると思うのであります。皆さんに知っていただくために、ちょっと読んでみますと、「今後の労働力人口の高齢化傾向を踏まえた上で、長期的な高齢者雇用対策の確立が急がれる必要がある。労働の意志及び能力のある者の労働市場からの早期引退は、単に、年金財政に大きいインパクトを与えるだけでなく、長期的には社会的、経済的に大きな損失であり、このような観点から高齢者の雇用機会の増大は緊要の課題である」と言っております。次に、「次でございます。しかしながら、一方において、先に述べた現下の厳しい高齢者の雇用情勢の下で、在職者年金がこれら高齢労働者の生活の保障に大きな役割を果たしていることも無視することはできないものと考えられる。ここであります。一わが国においては先に見たように今後長期的に高齢者を取り巻く厳しい雇用環境が予想されておる。一将来にわたってこういうことが予想されるというところを言っておるわけです。

「高齢者雇用対策の積極的な推進と並んで、年金政策の面でもこれら高齢労働者の生活安定のため措置を推し進めていくこと」と是非について検討を行う必要がある。現在の在職者年金制度についても、従来その給付体系のあり方と雇用政策との関連はあまり関心が払われなかったが、雇用政策との連携という観点から検討を行っていく必要がある。以上のように雇用政策と年金政策との関係は、両者あいまって高齢者の生活を安定するものと恩料される。しかしながら、従来は、両政策の関連についての実証分析、理論分析の蓄積がほとんどないところから、今後の労働力人口の高齢化を踏まえた分析、研究が緊要であることを指摘しておく必要がある。一研究が緊要であることを指摘しておく必要がある。一、こう書いてあるわけですね。これは去年の十二月に出たわけでございます。こういうことが、私がさっき言っておるようなことが厚生省の中で、このような趣旨が

本当に生かされておるのかどうか。きょう労働省がお見えになっているわけですが、片一方では定年退職になるとなかなか職場がない、賃金も安いと、そういうことを考えながら、一方は、この在職者年金の支給制限というものを考へていかなければならない、こういうことが特に指摘してある緊急の要務だと言っているわけですね。このようなことが、私は厚生省の中でどのように生かされておるかということをお聞きしたいわけですね。

○政府委員(木暮保成君) ただいま先生から御指摘のございましたのは、厚生省の年金制度基本構想懇談会の中間意見でございます。一昨年の五月から私も年金の専門家の先生方にお話をいたしました。いろいろ御研究をいたしたいわけでございます。それで、昨年の十二月に中間意見をいただきました。この連休明けからさらに再開していただいで、一年ぐらいのうちに詰めていただくということであるわけでございます。それで、この年金制度の基本構想、将来構想を考えます上に、今後の人口の老齢化ということが非常に大きな問題になりました。まあ先進国のかつて経験したことのないスピードで、なおかつ、先進国の経験したことのない大ぜいの老人を抱えるというところがございますので、そういう点から将来構想を考えなければならぬということを御検討いただいたわけでございます。その際、ただいま厚生年金の場合には六十歳から年金を支給するというたてまえになっておるわけでございますが、人口の高齢化が進むにつれて、六十歳で年金を支給するということでは財政がもたないというふうな推計がなされておるわけでございます。この六十歳を先進国のように六十五歳にするということの一つの課題になるわけでございますが、これは先生御指摘のように、雇用条件とかそういうものなしに、六十歳から先進国と同じように六十五歳にするということではできないわけでございます。そこで、まづりばな年金を出すためには、支給開始年齢を六十五歳ぐらいに上げなければなら

ないけれども、その間の雇用をどういうふうにしていくかということが大きな問題になってくるわけでございます。年金制度の将来を考える上には、雇用問題ということにどうしても突き当たるわけでございます。さらに在職者年金は、現在六十歳からの方に一定の条件で出しておるわけでございますが、こういう厳しい経済情勢になってまいりますと、仮に就職ができましたら、十分な処遇は得られないということがあろうかと思っております。その際、在職者年金の果たす役割りということも、もう一回考え直してみなければならぬのではないかと、御指摘なわけでございます。この中間意見にも挙げられておりますように、その辺の研究が私どももまだ不十分であったわけでございます。また、先生方もさらにそこを詰めてみようということであるわけでございます。在職者年金、一つは、経過的には、いまの高齢者の雇用状況から考えまして、少し手厚いものにしていかなければならぬんじゃないかという見方がある一方、たとえば、現在在職者年金にいろいろな制限がかかっておりますが、この制限を仮に撤廃いたしますと、現在厚生年金の保険料は千分の九十一でございますが、千分の二十七を必要とする非常に大きな問題にもなるわけでございます。また、やはり雇用問題は雇用サイドから解決していただくべきで、年金が手を出すべきではないという意見も現実にはあるわけでございます。そこら辺を踏まえまして、さらに検討を重ねて私どもも勉強してまいりたいと思っておりますし、この基本構想にも詰めていただきたいと思います。かように思っておる次第でございます。

○広田幸一君 私、局長の話を聞いておりました。確かにそう一遍にはうまくいかないと思っておりますけれども、この年金の財政事情が非常にウェイトを持たれておるよう思うので、すけれども、わかるのですけれども、私は後でもっと言いますけれども、やっぱり大臣もおっしゃるよう、公平の原則、均衡を保っていくという、そう

が、公平の原則、均衡を保っていくという、そう

が、公平の原則、均衡を保っていくという、そう

いう考え方からするならば、私はもつと財政の問題もありましょう。財政も現在は五十三年度の末に

よると一応のあれですけれども、二十兆円の積立金になるわけでしょう。そうして、一方において、年金制度の根本的な改正をもうことしか来年しなければならぬわけでしょう。ですから、私はそれを持っておられない多くのそういう人たちが、その現実をもつと考へてあげなければならぬのではないかと、こういうことを私は言っておるわけです。私はこれをさらに読んでおりましたら、厚生年金の歴史というものがあつたわけ

こう書いてあるわけですね。「厚生年金は昭和十七年の労働者年金保険が成立して以後、退職を要件として一般の勤労者は五十五歳」「昭和二十九年の厚生年金保険法の全面改正を契機に、二十年間の経過期間において男子の一般勤労者について五十五歳を六十歳に引き上げ」ておるわけですね。厚生年金もあのときは五十五歳であつたわけ

です。五十五歳になれば定年でやめて、私が先ほど申し上げましたように、五〇多のいまだ定年者がおるわけですから、ですから二十九年のときは、その当時の制度ならもらえるわけですね。ところが、このときに変えておるわけですね、六十歳に。私はいまから根本的な年金制度支給年齢を統一しなければならぬという時期に、これをもつと返して五十五歳にいと、そういうことを言っておるわけじゃないんですよ。ただ、歴史的に見ますとこういうふうになつておるわけですね。そのときの理由がこうなつておるわけだから、私はやっぱりいけないと思つておるわけですね。これは将来の年金受給者数の増大及び保険財政上の理由を考慮したものと

言われておるといふことではない。ですから、そういう民間に働くところの労働者の皆さんの生活条件が悪いのだと。だから、守つてあげようという考へ方を一歩乗り越えて、財政事情が悪くなる、受給者がふえる、こういうところに私は過去の歴史のなものを考へてみると、もつと考へてあげていいのではないかと、そういうことを私はこれも言つておるといふふうに思つておるわけですが、こ

の点は局長どう解釈されますか。

○政府委員(木暮保成君) たいま御指摘のように、昭和二十九年に改正をいたします前は、五十五歳から年金を出すことになつておつたわけでございます。これは俗に人生わずか五十年といふような時期のことでございます。その当時平均余命が延びるということが見通せましたので、それに対応して二十年間の経過期間を設けまして、五十五歳から六十歳に引き上げたといふこととでございます。現在の時点は、さらに、非常に結構なことだと思つておるわけでも、国民の平均余命といふものは非常に延びてまいりまして、現在でもうすでに男子、女子、世界最高水準に近づいておるわけでございます。そういうことになりまして、これからの年金といふのは、大ぜいの年金受給者を抱えていくことになるわけでございます。いまして、厚生年金の場合、現在のまゝい

たらどういふふうになるかといふことを推計いたしましたのでございまして、現在千分の九十一の保険料を千分の二百ぐらいにしなければならぬんじゃないかといふ推計が出ておるわけでございます。一方、ドイツはいま千分の百八十でございます。外国の制度を必ずしも日本とすぐ比較できないんでございまして、ドイツの制度は比較的よく似ておるわけでございますが、千分の百八十のところ、非常に往生してございまして、物価スライドの時期も繰り下げるといふようなことをいたしておるわけでございます。

そういたしますと、やはり将来を考へて、現在の年金の支給開始年齢が六十歳であるのを、これを、時間をかけてしなければならぬ問題でございませうけれども、やはり外国並みの六十五歳にするといふようなことは避けられないだらうと思つておるわけでございます。しかし、これを雇用の問題と切り離して年金だけでやるわけには当然いかなることとでございますし、またその際、在職老齢年金もせ

つかくつくつた制度がうまく機能していかなきゃならないと思つておるわけでございます。まあ外国の場合には、実は在職老齢年金みたいな制度はないと

申し上げてもいいんじゃないかと思つておるわけですが、この在職老齢年金の役割りをどういふふう

に果たさせつ、また雇用等の条件が整備されるのをにらみながら年齢を変えていくということが、これからの私どもの課題だと思つておるわけでございます。ただ、御指摘の点は、一番その際の重要な問題でございまして、この基本額もさらにそれを詰めてやろうといふことになつておるわけ

でございます。○広田幸一君 私がいま、厚生年金が二十九年から五十五歳が六十歳になつたといふことを言つたのは、まあわりに、その当時はその当時の事情があり、今日は今日の事情があるわけですね。私も、今日厚生年金を受ける人たちの条件は、私が前段から申し上げておるように、労働省の人はもう結構でございます。御苦勞さうでした。悪いんでね、ですから、そのような歴史をさかのぼつてみても、やはり考へておるべき要素といふものがあるではないかといふことを私は言つておるわけでございます。局長の方からこのことも非常に大切なことだから、将来考へていくといふこととございまして、ひとつこのいふことを織り込んで将来考へてもらいたいと思つておるわけ

でございます。それから、私は前段にも申し上げたんですけれども、共済年金制度と比較した場合に、厚生年金制度はかなり格差があるわけですね。これは、共済年金制度には歴史的な経過がありますから、私は共済年金が高過ぎると、そういうことを言つておるわけじゃないわけですね。それはそれとして、やはり現実問題として、共済年金制度におつた人がやめて民間の会社に入れば、両方合算してまるまるもらえるわけでしょう。そういうところのや

つぱり格差の問題を、私はこの時点においては、こういう規制をする場合には、制限を加える場合には考へるべきではないかと、誤解せぬようにして

らるべきであつて、それは厚生年金の方にいま出しておるいわゆる補助率ですか、事務費等、ああいうのもつとよけい出してやればいいわけですか。私はそういう意味で、こういうような共済年金制度との格差を考へながら、支給制限をもつと緩和するといふか、後でもつと言いますけれども、そういう考へ方が私はあつていいではないかと、こういうふう

に思つておるわけでありまして、大臣どうでございませうか、私の考へ方は間違つておるでしょうか。

○政府委員(木暮保成君) 共済と厚生年金の比較の問題でございまして、二つに分けて申し上げなければいけないと思つておるわけですが、一つは制度の立て方な

らざるでございまして、制度の問題に關する立て方は、むしろ共済組合の方が厳しく、厚生年金の方が緩いといふふうな見方もできるわけでございます。と申しますのは、いま日本の保険が八つに分れておつたわけ

でございまして、それぞればらばらでございまして、そこで、その年金を出すというのには、先ほど申し上げましたように、退職をすれば年金を出すといふこととございまして、ひとつ言いかえまして、厚生年金の方は厚生年金から離脱すると年金が出る、共済組合の方は、共済組合から離脱すれば年金が出る、こういう形になつておるわけでございます。そういう点では全く同じであるわけ

でございます。

さらに、厚生年金の場合には一定の条件がござ

いますけれども、厚生年金から離脱しない場合に

も、在職老齢年金といふものを出すこととしてお

るわけでございますが、共済組合の場合には、共

済組合を離脱しないと年金は絶対に出ないと、こ

わけでございます。ところが、厚生年金を離脱して共済組合の職場に行くことはまれにしか起こらないということになるかと思うわけでございます。したがって、それぞれの保険集団を離脱すれば年金がもらえるわけでございますので、共済組合を離脱して厚生年金の職場に来れば年金が出る。厚生年金の方も、厚生年金を離脱して共済組合関係の職場に行けば厚生年金の年金と給料が両方もらえるわけでございます。

もう一つ、たとえば厚生年金を離脱して共済組合の職場に働くことはめつたにないと思いますが、厚生年金を離脱して国民年金の方に入っていきますと、そこでもあ自営業者をやったり何かします場合には、あるいはまた五人未満の職場で働く場合には、厚生年金の保険から離脱して国民年金の職場なり職域に行きますんで、その収入と厚生年金の年金が両方もらえると、こういう形になっておるわけでございます。

ですから、制度の立て方としては各保険それぞれ同じことをやっておるわけでございますが、現実にはその人の流れが民間から共済に行く人はほとんどない。共済から民間に来る方はある。厚生年金の場合には、厚生年金から国民年金の方に行くということは相当多い例で、その場合には両方一緒に併給されると、こういうことなわけでございます。

それで、この問題は、やはり官民格差の問題というところ、そういう側面もございまして、それから今後老齢者がふえてまいります、一つ一つの保険はもちろんそうでございますが、年金全体としても給付費がふえていくということで、やはり調整をしていかなければならない点だというふうな思っておるわけでございます。

○広田幸一君 確かに、いろいろなあれがあるわけですから、官民格差という言い方はあれとして、いろいろな制度上にあるわけですから、それを一本にしていくという、局長が最後に結ばれたそのことは私よくわかっておるわけですが、いずれそういう時期になると思うのですけれど

も。いまおっしゃった共済年金の場合で、やめて、共済年金の適用の事業所に行くというのはほとんどないと思えますね、ほとんどないと思うのです。共済年金が今度行けば、これは国民年金から厚生年金の職場に行くと思うのです。ですから、制度としてはそういうふうな言い方が言えまされども、実際としては本当に格差というか、あるんですよ、それはね。ですから、私は共済年金制度をこうせよということではなくて、何回も私が言っておりますように、後で言いますけれども、七万円以下は二〇%というふうな、そういうカットしないで、あれをもう少しゼロにするとか、まるまる給付するとか、そこらの配慮があつてしかるべきではないかと、こういうことを言わんとしておるわけでございます。こういうような比較論についてもやっぱり検討してもらわなきゃならぬ。私は、最近の公社、公団等いろいろな人たちが行く、そこではあれですよ、私の承知しておるのでは公社、公団に行つた場合の給料と年金とを合わせて合計の金額が、やめるときの金額と同じような金額に、とんとんになるようなことを基準にして給料を決めておるといのが今日の公社、公団の各地方公共団体の実態であろうと思つておるわけです。私はそのことは是非は別として、そういうふうなことを片一方ではやられておるのだから、もつと民間の安い賃金でわずかな退職金で来た、そういう人々たちを、もつと国の力によって金がないところは国が出してやつて、そうして守つてあげなければならぬということを私は言つておるわけです。大臣どうでしょうか、私の見解は。

○国務大臣(小沢辰男君) 在職老齢年金の支給制限、これはできるだけ実態を考慮して撤廃なり、あるいはそれができない場合に逐次改善をしていくべきだという御意見は、方針としては、方向としては私もその異存があるところではございませぬ。ただ、収入のない方とある方とのことを考えますと、やっぱり別途賃金収入がある場合には若干の制限はこれはやむを得ないのじやなからうか

と思ひますし、それから、いま先ほど説明を申し上げましたように、六十歳以上の方の再就職の場合の平均賃金が、大体今度の改正の方向の十三万四、五万円のところでございまして、平均の方々は大体完全に支給になると、こういうことでもございまして、これを平均以上の方にも持つていくということも一つの考え方でありまして、大分前進をした今度は考え方がないかと思ひますので、これらを考えまして、逐次今後努力をしてまいりますけれども、今日のところはこれで御了承いただきたいと思つておるわけでございます。

○広田幸一君 それでは、私は具体的な内容からちよつと質問をしてみたいと思つてますが、今度のこの改正、現行から新しいのになつていくわけですが、私、この表を見まして二、三疑問があるわけですが、具体的に数字を挙げてみたいと思ひますから、私が言つておるのが違つておりましたら、どんどんひつと指摘をしてもいいと思ひます。いずれにしても皆さんをよくするよう内容にしていかなきゃならぬわけですから、現行の制度を見まして、標準報酬が九万五千円の人で年金額が十万円と仮定をします。この場合には、これは五〇%カットになつておりますから、十万円が五万円になるわけですね。そうしますと、九万五千円と五万円をプラスしますと十四万五千円ということになります。それから、これをAとしまして、今度Bの人がAの人よりも標準報酬が千円多い九万六千円になつた場合、この人はしかも年金がAの人と同じように十万円であつたと仮定をします。その場合に、これは八〇%カットでございますから二万円ということになるわけですね。そうしますと、これを合計しますと十一万六千円となります。同じような年金が十万円であつて、給料が千円違うことによつてAとBとの開きが二万九千円ということになるわけですね。私の計算が間違ひでありますかどうか。そうしますと、同じような年金をもらいなから、職場によつて千円高いことによつて、その人がもらう金が月に二万九千円も低くなるというの、制度は制度

として、もたらう本人としては大変なこれは矛盾だし不合理だと思つたのですが、こういう点はどうでございますか。

○政府委員(木暮保成君) ただいまの御説明はちよつとそのとおりかどうか、いま確かめておりましたけれども、そういう現象が実は起きているのでございまして。と申しますのは、給料のランクで二割、五割、八割というふうな決めておりますので、その境目のところでは逆転現象が起きますので、起きているわけでございます。先生の設例もそういう点をつかされた設例じゃないかと思つてございまして。これにつきましましていろいろ議論がございまして、何とかそういう逆転現象の起らない方法を考えようじゃないかということで、社会保険審議会等も御議論いたしておるわけでございますが、実は現在三段階でございまして、これは五十年の改正の前は四段階であつたわけでございます。二割、四割、六割、八割の四段階にしておりまして、これは段階を刻めば刻むほどその逆転現象が起りにくくなるし、起つた場合も額が少なくなるわけでございますが、これは関係者の方々の考えもあり、また、二割、四割の人を五割とか八割のランクの高い方の支給率にしたいということもございまして、わかりやすくすると、これで従来からある逆転現象が、少しまた千円出てくるというふうなことになつたわけでございます。問題があることは承知して、また、関係者の方々の御議論もいたしておるところでございますが、なかなか名案が出てこないというのが現状でございます。

○広田幸一君 やつぱりそういう現象があるんですね。いままで、そういう苦情というものは、矛盾というものが、その受給者から、該当者から出たようなことはありませんか。

○政府委員(木暮保成君) 該当者の方からいろいろ御相談がございまして、先ほど申上げましたように、社会保険審議会の先生方も気がつかれておりまして、何とかしたいということな

と、同じような年金をもらいなから、職場によつて千円高いことによつて、その人がもらう金が月に二万九千円も低くなるというの、制度は制度

でございますが、非常に目盛りをたくさんすればほとんどなくなるわけなのでございますけれども、それも実際問題としては非常にわかりにくくなるというふうなことで、研究課題になっておるといふところでございます。

○広田幸一君 確かに、作業の面は目盛りをずつとしていけば大変な作業だろうと思うんですけれども、もう本人にとっては大変なことです。私はそう思います。同じような人が二万九千円も月に違ふということ、これは大変なことですよ。ですから、それはもしもこういふことで制度的に該当者が訴えを起したというふうなことを仮定した場合にどうなんでしょうか。

○政府委員(木暮保成君) 裁判所の判断の問題でございますけれども、法律で決まっておりますので、それは大丈夫なんじゃないかというふうには思いません。

○広田幸一君 大丈夫というのはおかしい。それでは、いまそういう矛盾もあるので、委員会等で十分にその矛盾をなくするためにいま検討しておるといふことでございます。いずれ、そういう矛盾がなくなるようになると、こういうふうには確認してよろしいわけですね。

○政府委員(木暮保成君) この問題につきましては、すでに先生方から御指摘があり、また、研究しておるわけでございますが、わりあい——わりあいておるわけですが、はかばかしく解決しないのは、うまい代案が見つからないということなのでございます。先ほど二割、四割、六割、八割の時代があったというのを申し上げましたけれども、今度の二割、五割、八割というやり方にしますと、六割の方が八割になるとかあるいは四割の方が五割になるとかというふうなメリットも実はあるわけでございますが、何かいままでの考え方と違つたようなアプローチをしないと解決つかない問題かと思ひますけれども、課題にもなっておりますので、せいぜい知恵をばっけてみたいと思っております。

○広田幸一君 もう一つ、この表を見まして感じ

ましたことは、これも間違つておれば指摘してもらいたいと思ひますけれども、七万円未満の人は一律二〇%カットされることになっておりますね、そういうことで、標準報酬が五万円と仮定します、年金が五万円としますと、合計しますと九万円ということになるわけでございます。九万円が今度は生活できるかという問題が出てくるわけですが、先ほど局長おっしゃった十

万何ばだったですから、そういうものからすると低いようなことがあるわけですが、もつと標準報酬が、いま全体平均が理論的には三万二千円ですか、そういうふうになっておつて、実際四万円だつたというふうなことでございますが、四万円としまして、その人の年金が仮に四万円であった場合は七万円というふうなことになるわけですね。ですから、私はこの七万円以下に抑えておるといふ——七万円以下を二〇%にしておるといふのはどういふことなのか、やはりそういう最低の生活を保障してあげないやいなぬではないかといううことになれば、二〇%のカットというものは撤廃してしまふべきではないか、こういうふうには思ふんですけど。

○政府委員(木暮保成君) 現在の標準報酬は、いまお話にございましたように、一番下は三万円というランクがあるわけでございます。しかし、年金をはじきます場合には、その方の一生の標準報酬の平均をとりますんで、必ずしも年金額がその三万円で計算されるということではないわけでございます。現在に至るまでの全経歴の標準報酬を基礎にいたしまして年金額をはじきますので、まあ高齢になられて、三万円というのはいま先ほど申し上げましたように、平均で申し上げますけれども十三、四万円にはなつておりますんで、三万円ということはまず余りないんじゃないかと思ひますけれども、過去の標準報酬等も勘案してその年金額は決まっておりますので、極端な例は出てこないと思つておるわけでございます。

そこで、その二割カットでございますが、先ほど来申し上げておりますように、やはり年金だけで生活しておられる方のバランスを考えますと、年金額を若干カットさせていただくということにならざるを得ないかというふうには考へておるわけでございます。

○広田幸一君 いま局長の答弁によりまして、年金だけで食つておられる人の均衡上の問題をおつしやうておるわけですね。まあ私はいまこの例を言いますときに、やっぱり七万円とかいふような数字になるわけですから、七万円だけで生活するといふのは大変なわけですから、年金だけで食つておるといふ人もあるでしょうけれども、年金で十何万円で食つておられる人もあるわけでございます。ですから、どのランクにもみんなとにかく何ぼかカットしておかなくやいかぬという頭が先に立つておるといふ感じがするわけですがね。退職老齢年金だから一文もやるべき筋合ではない。しかしながら、生活実態を考へるから、こういうふうな制度を設けておると、そういうことが頭に私は先に立つておるといふ感じがするわけですが、私が終始言つておりますのは、やっぱり六万円、七万円じゃ食えないではないかと、そういう人たちをもつと考へてあげたらどうかということをおつておるわけでございます。まあきょうここで二〇%のカットをやめなさいと言つても局長、大臣が、よろしいということにはならぬと思ひますけれども、私が申し上げた趣旨をひとつ御理解をいただいで、将来の検討の事項にしようといううことには相ならぬでしょうか。

○政府委員(木暮保成君) 在職老齢年金につきましては、先ほど御指摘のありました中間意見でも研究していかうということでございます。私どもも勉強してまいりたいと思ひますが、基本的には先ほど申し上げましたように、年金のサイドから賃金政策をやるといふことはできないと思つておるわけでございます。年金権が発生しておつてさらに働いておられるという場合には、働いておられる方が、御自分がもらえる年金をい

ておられる方が、御自分がもらえる年金をいばたな上げて働いておられる、しかし、その賃金等の処遇はよくないという場合には、年金のサイドから年金受給者として支えをすべきではないかという考へ方になっておるわけでございます。バランスといふのは、どうしても見ざるを得ないんじゃないかというふうには考へております。

○広田幸一君 もう一つ私、問題があるように思ふんですけれども、これは、いわゆる再就職した場合の賃金の決定でございますけれども、これはまあ経営者が給料を決めていくわけですが、これも、経営者がみんな素直に考へてくれればいいわけですが、この人が年金を何ぼもらつておるといふようなことを勘案して、その人がこれだけの能力があるにもかかわらず正當な評価をしないで安く見たりするといふようなことが、私は起り得ると思ふんですけれども、その配慮については、これを決定なさるときにどういふうなことが考へられたかどうか。

○政府委員(木暮保成君) いまの問題も、正直に申し上げましてよく聞かされることでございます。それで、在職老齢年金のあり方をいろいろ検討していただく際にも、そういうことが問題として提起されて、非常に厳格に物事を考へられる先生は、むしろ在職老齢年金はやめた方がいいんじゃないかと、在職老齢年金があるために高齢者の方の賃金があるべきところではないかという主張もあるわけでございます。実際問題として、今度の法律改正の御提案のときにも、そういう議論があつたわけでございますが、まあ非常に表現が悪くなりますけれども、年金があるので賃金を少し安くして雇おうかといふのは、ある意味ではそういう方の雇用の場がそれであるといふ面もあるのではないだろうか。今回はそういう基本的な問題までいかないで、それなりの機能を果たしている考へて十一万円を十三万四千円に引き上げようといふような関係審議会の御意見をいただいた次第でございます。これも一つの大

きな問題というふうに思っております。

○広田幸一君 老齢年金の問題はこの辺で終わりたいと思いますが、冒頭言いましたように、私の感じとしては、まあいろんな周囲の条件が整えばそんな無理言わないわけですけれども、周囲の条件が悪いからして、今日撤廃の方向を考えたらどうかということをお私主張しておるわけでありまして、まあいろいろ年金制度そのものの本質的な性格があるわけですから、制度としての趣旨があるわけですから、一遍にはいかならないと思っておりますけれども、私が申し上げた趣旨をひとつ十分御理解いただきまして、できるだけカットの率を少なくしてあげると、こういうふうな方向でひとつ今後考えてもらいたいと思っておりますし、それから、いまありました二、三の矛盾な点は厚生省の方ですでお気づきになって、先生方、関係者の皆さんで御検討なされておることをごさいますから、そういうことが一日も早く解消するように御努力いただきたい。

私、終始言いましたことは、いずれにしても最近のこういった人たちは悪い条件にあることは間違いないわけですね。そういう意味で、私は、一層厚生省が前向きなひとつ制度の改正に向かつて努力していただきたいと思っておりますが、ひとつ大臣の、まあ私のそういった考え方に對しての所見を承って、この問題を終わります。

○国務大臣(小沢辰男君) 私ども、この在職の老齢年金の支給制限を改善をしようとしていたり、あるいは撤廃の方向を考えたりいたしますと、どうもそれだけ高齢者の賃金の抑制の効果が逆に働いてくるといふことも考えなければならぬ。しかし私どもは、この年金制度の方から賃金問題をどうも考えていくわけにもいきませんが、そういう矛盾点等があります。

それからもう一つは、老齢年金というのは、生活保障といえますか、生活を保障するということよりは、現在のところはやっぱり所得保障でございまして、生活全体を年金でカバーをするという

ところまでなかなかいっていかない。やっぱり、一定の所得保障という考え方に立脚しているということ。それから、逐次改善はもう考えなきやいかぬと思ひますが、大幅にやるといふようなことになりますと、たとえばこれを撤廃をいたしますと、比較的年齢の低い階層、それから高い階層、全部ひっくるめて考えますと、相当の金額、恐らく二千数百億の財源が必要になるだろうと思ふんです。そういったますとこれが料率にはね返ってくる。国庫負担ももちろん別にして、料率にはね返る面が千分の二十七、八になってくるという点も、やはり一方においては考えておかなければならぬわけでございますので、いろいろそういう支障を来すような面もありませんが、おっしゃるようによ改善の方向だけは逐次努力をしていかなきゃいかぬことは事実でございますから、御議論を十分踏まえてこれからは逐次改善をさしていただきたい。ただ、大幅に改善が一挙にはいまして申し上げたような事情でなかなかできないというところも御理解いただいて、ただ、私どもとしてはそれらの改善に努力することはここで申し上げておきたいと思ひます。

○広田幸一君 次に、一点お尋ねしますが、いまの在職者老齢年金制度の問題については、昨年の委員会の附帯決議は、この制度の制限について緩和をせよという意見であったわけですが、これとしまして衆議院の方から戻っております。私は論議はどういう論議であったか知りませんが、附帯決議だけを見ますと、あり方について検討せよということになっておりますから、ですから、ちょっと一歩進んだといえますか、本質的に入っておるといふ感じがするわけですから、そのことも敷衍をして申し上げておきたいと思ひます。

物価上昇によるスライドの実施についてお尋ねをしたいと思ひます。今度の改正案によりますと、物価スライドの時期が厚生年金の場合は五十二年の十一月を六月に繰り上げる。それから、国民年金の場合は五十四年の一月を本年の七月に繰り上げるというふうになっておるわけでありま

が、これは歴史的に見ますと、昨年と同じような時期に改正になっておるわけですが、ずっとこれを調べてみますと、その前が八月だったですかな、ずつとなつておるわけですが、なぜこういうふうになつておるのか、何を根拠にこういうふうになつておるのか、まずお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(木暮保成君) 厚生年金で申し上げますと、法律は十一月からスライドをするという規定になつておるわけでございます。法律の規定でございますと、前年度の消費者物価が五%以上上がった場合には、十一月からスライドをするということになつておるわけでございますが、オイルショックの後、法律が一つの目安として考えております五%をはるかに上回るような消費者物価の騰貴があつたわけでございます。この十一月と申すのは、法律の規定どおり十一月実施したわけでございます。法律の規定は四十八年に入りまして、昨年八月実施ということで御提案を申し上げておりました。昨年八月実施ということで御提案を申し上げておりました。昨年八月実施ということで御提案を申し上げておりました。昨年八月実施ということで御提案を申し上げておりました。

○広田幸一君 結局、これはそういう物価の上昇というのか、そういうことを考えて五十二年のあの法律の改正のときには、こういうふうになつておるわけですけれども、物価の上昇を考慮してこういうふうに変更したわけですね。私は、最近の国民生活の実態からいってもう少し、ついでというわけでありませぬけれども、これをもっと上げたい。たとえば、五月に六月にするという、そういうようなことはできないものだろうかというところを、私自身が考えるわけです。

昨年といわゆる物価上昇というのはいつ決まるんですか、これは。

○政府委員(木暮保成君) 例年、四月末か五月初めに確定をいたします。

○広田幸一君 そこで、これを時期をもっと早めるといふようなことはお考えにならなかつたでしょうか。

○政府委員(大和田潔君) 物価スライドの時期の繰り上げ、先生おっしゃいましたように厚生年金の六月を五月にする、国民年金の七月を六月にするといったようなことにつきまして、実は私ども業務課を中心いたしました非常に何遍も検討会議をしたわけでございますけれども、どうしても事務的に間に合わない、こういうような結論でございます。

やや技術的になるわけでございますけれども御説明申し上げますと、物価スライドが確定いたしますのが、ただいま年金局長から話がございますように四月の終わりました五月の初め、こういう時期でございます。それから、物価スライドの年金額支払いのための新プログラム、これを作成いたしますには、どうしてもその時期から一カ月半かかる、こういうふうなことでございます。そういういたしますと六月の半ばと、こういう時期になつてしまふ。六月の半ばにならなければ新プログラムの作成ができない。そういったますとこの時期、六月という実施時期を繰り上げるということが事実上困難ということになるわけでございます。

もう少し技術的になるわけでございますけれども、その一カ月半、五月から六月の十五日までの一カ月半、この時期に新規裁定あるいは年金額の変更、こういったものが相当程度ある。一カ月七万七千件ぐらゐあるというわけでございますが、そういったものは新プログラムができません。ストップせざるを得ない。いま申しました新規裁定とかあるいは年金額の改定、これはスライドを行つた後の段階で行ふ必要がございますので、いま申しましたような年金額の改定等につきましては六月の半ばまで待たなければならぬ。六月の半ばからいよいよ五月以降の新規裁定分の



処理をしていく、これは二十日ぐらいいしか期間がない。と申しますのは、七月の十日ごろからもういよいよ支払いのための通知書の印刷等の作業に入るわけでございます。この二十日間では申しましたような膨大な作業をしていかにやらぬといふことになりまして、どうしても間に合わないことになりまして、どうして間に合わないことになりまして、非常に苦しいのでございます。

もう一つの議論としては、しからばそれを八月の支払い期に合致させ、後の、厚生年金で言うならば十一月の支払い期にさかのぼって支払うというわけにしようかという議論もあるわけでございます。この検討もしてみたいわけでございます。この検討もしてみたいわけでございます。この検討もしてみたいわけでございます。

○政府委員(大和田潔君) どうも非常にむずかしい御質問でございますが、そういったしまして非

常にむずかしい。これを仮にやりますと、大変な実は混乱が起ることとを私どもは心配するわけでございます。

○政府委員(木暮保成君) 仮に、物価騰貴が五%まで達しませんが、その年はスライドを見送りまして、次の年の物価騰貴と足しまして五%になった段階でスライドをする、こういうことでございます。ですから、仮にその五十二年の物価スライドは三%といたしますと、五十三年度はスライドいたしませんで、五十三年に三%今度また物価が騰貴すると、合わせて六%になりますと五%を超えますので、その段階でスライドをさせる、こういうのが法律の仕組みでございます。

○広田幸一君 そういふ例、そういうことになっておればいいんじゃないかなという感じはするわけですが、外国の例をちょっと勉強してみましたが、外国の方では一%の場合でも二%の場合でもやるようになっておる国があるわけでございます。その側面だけ見て全体を見ないで、うちの国も、日本もそうせよということはいささかあれですけれども、そういうふうな外国との兼ね合いについてどういふふうにお考えになってお

○政府委員(木暮保成君) 外国では三%ぐらいで動かす例もございませうです。それから一年という区切りをとらないで、もう少し短期に見ていくという例もあるようでございますが、私どもの場合には、先ほど年金部長から御答弁申し上げましたように、非常に大げいの方の処理をする、事務体制もまだ十分ではございませんので、しばらくは現状でやらしていただきたい、こういうふうな思っております。

○委員(和田静夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。濱本万三君が委員を辞任され、その補欠として安恒良一君が選任されました。午前の質疑はこの程度にとどめ、午後零時四十分再開することとし、休憩いたします。午後一時三十分休憩

午後零時五十二分開会  
○委員長(和田静夫君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。午前に引き続き、国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑を続けます。質疑のある方は順次御発言願います。

○安恒良一君 これから与えられた時間、年金問題について御質問をしたいと思っておりますが、昨日一晩じゅう寝てませんので、ちょっと声なんかかかれていますと思っておりますが、御容赦を願いたいと思っております。

社会保障がいかにあるべきかということについて、私は今日の時点でその理念と明確な計画、これを早急に図る必要があるというふうには私に痛感を感じておるものであります。特に、その中でも老後生活の中心になるのは何と申しても私は年金保障の問題だと思っております。御承知のように、わが国も国民皆年金になりました。御承知のように、わが国も国民皆年金になりました。御承知のように、わが国も国民皆年金になりました。

○委員(和田静夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。濱本万三君が委員を辞任され、その補欠として安恒良一君が選任されました。午前の質疑はこの程度にとどめ、午後零時四十分再開することとし、休憩いたします。午後一時三十分休憩

午後零時五十二分開会  
○委員長(和田静夫君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。午前に引き続き、国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑を続けます。質疑のある方は順次御発言願います。

私はこういう状況の中で、年金はわが国の縦割り行政からいいますと各省にまたがっております。しかしながら、何と申しても年金の中心の所管庁というのは私は厚生省だと思っております。それはなぜかという、厚生年金、国民年金は厚生省が中心所管庁としております基本年金であります。そこ



おっしゃっていますからどうにもなりませんけれども、私は年金とか医療というものをやり大改正をするに当たっては、一つの基本的な理念というものをきちっと持って、それに基づいて各界の意見を聞きながらよりよきものをつくっていくと、こういうことにぜひしてもらいたいと思っておりますが、まあこの問題はこれぐらいにとどめておきまして、具体的に中身に入っていくと思っております。

そこで、まずそういうことになりまして、この改正案ですね、これはまあ年金再計算のときじやありませんから、衆議院の説明その他から見ますといわば中間的な手直しだと、年度の年金改正は五十六年ですか、年金の再計算の時期は、たしか。ということだといふふうに衆議院なんかのやりとりを聞いておられますとありますが、しかし私は、いま申し上げたように年金の改正というのは一年や二年でできないんだ、少なくともかなりのやはり経過措置が必要だと。そうしますと、たとえばいま私たちがこれから審議をしますこの改正案も、やはりこの一つのあるべき姿というものを頭に描きながら、もしくは将来こうしたいというものを描きながらお出しになるのとそうでないのでは、全然違ってくるわけです。ですから、この改正案についてはあるべき姿、もしくは将来こうしたいというところの考え方の案との関係はどうなっていますか。まずそのことについて聞かしてください。

○政府委員(木暮保成君) ことし御提案申し上げました年金の改正法案でございますが、ただいま御指摘のございましたように、昭和五十一年に厚生年金及び国民年金、再計算をいたしましたところ、収支両面にわたって見直しをいたしましたところでございます。次回の再計算は、五年以内ということでございますので、一番遅い場合には昭和五十六年になるわけでございます。今回の改正は、昭和五十一年の改正の枠組みに従いまして、その後の社会経済情勢の変化を織り込みました、いわば中継ぎ改正ということで御審議を煩わしておるわけでございます。

○安恒良一君 そこでお聞きしたいんですが、まあちょっとわかりにくいんですが、昭和五十一年の改正の枠組みに従いというものは、どういう枠組みなんでしょう。というのは、昭和五十一年度の改正のときも、直ちに改正で取り上げるべきことと、さらに五十一年度改正ではできないけれどもやっつけてほしいということが、関係審議会の中からいろいろな意見が出ています。また、衆議院の社労委員会における年金審議の中にも、付帯意見なりが言われたように、いや実は五十一年の枠組みの中で中継ぎ改正ということになると、全然進歩がないわけですね。ですから、少なくとも五十一年の大改正をやる場合には、直ちに取り上げるべき事項と、これから取り上げるべき事項に分けていろいろな意見が出ていることを私は知っています。私は、私は当時国会議員でありましたが、国会の中における附帯決議を初め、委員会の中でのやりとり、それにぶつかってやはり大臣も前向きにそういう問題を検討すると、こういうことを答弁をされている個所も何か所かあるわけです。ですから、いまの木暮さんの御意見だけではちょっとことしの改正のことがわからないわけです。いわゆる改正の枠組み、中継ぎ改正などという、そういうことを言われてますが、少し話してください。

○政府委員(木暮保成君) 昭和五十一年に財政再計算をいたしました厚生年金、国民年金を改正いたしましたわけでございますが、そのときにたとえば課題の一つといたしまして、遺族給付の充実の問題があったわけでございます。これはいろいろ問題点がございまして、寡婦加算ということ当面の充実を図ったわけでございますが、今回の改正を昭和五十一年度の枠組みで申し上げましたのは、その寡婦加算という形で、昭和五十一年度の改正で充実を図りましたその線に沿いまして、寡婦加算の額の引き上げという形で改正をいたしたということでございます。で、大体従来の、昭和五十一年度の改正によりまして決まりました現

行制度に沿った改正をいたしておるわけでございます。ただ、昨年の国会でいろいろ御議論がございました無年金対策につきましては、できるだけ早く着手すべきであるという考え方に立ちまして、今回の改正で無年金対策はお願いをいたしておるわけでございます。

○安恒良一君 無年金対策については、後から中身について議論しますが、どうもいま木暮さんの考えも試行錯誤というか、行ったり戻ったりしているんじゃないですか。たとえば、いまあなたがくしくも挙げられた遺族年金については、五十一年度改正のときに、さらにその後にもいわゆる改正のときに、厚生省自身がいまの遺族年金を七割に引き上げると、こういう原案をもって当時大蔵と折衝し、しかも当時の厚生大臣は院外の厚生年金の最大の団体である春闘共闘その他とも七割に引き上げを明確に言明をされ約束をされて、その実施にあなただちはかかったのではありませんか。ところが、当時大蔵の抵抗に遭って残念ながらそれが日の目を見なかった。そして、寡婦加算となつていったのです。ですから、その意味から言うと、これは後から遺族年金については中身に於いて議論したいと思いますが、どうも今回の改正が五十一年改正の枠組みの中で、枠組みの中でと言われますけれども、遺族年金なんかはその当時の改正の、もちろん審議会もそのことを答申をしておりますし、満場一致でこれは答申しているのですから。また、厚生省自身も遺族年金の現行の五割を引き上げという意欲を持たれたことも事実ですね。それがいまになると何かもうそんなことでなくて、当初からずっと寡婦加算でやってきたような御答弁ですが、そういうところはいただけませんね、少し正直に答えてもらわぬと。

○政府委員(木暮保成君) 遺族年金の七割の問題につきましては、ただいま先生の御指摘のとおり経過でございます。私どもも国会や関係審議会の御意向を体しまして、遺族給付の七割ということと五十一年度の予算折衝をいたしたわけでございます。

その過程で、いろいろ問題が出てまいりました。また後で申し上げますが、厚生年金だけを考慮してもいろいろ問題がございますが、共済組合等との御協力をいただいて前提条件を整備しなければならぬことがあるということと、遺族七割は昭和五十一年度の改正では断念をいたしましたわけでございます。しかし、遺族の年金を充実するということはゆるがせにできない問題でございますので、寡婦加算という形で遺族給付の充実を図ったわけでございます。私どもこの寡婦加算のやり方で遺族給付がもうこれでいいんだというふうには思っておりませんが、今後とも遺族七割給付というふうなことの実現に向かって努力をいたしたいと思っておるわけでございますが、この遺族七割給付が実現できませんでした問題点というのは、三つばかりございます。

一番簡単な方から申し上げますと、外国の遺族給付に比べますと、日本の遺族給付は五割という点では給付率が低いわけでございますけれども、いわゆる子なし若妻と言われておる若い未亡人の方にも年金が出るというふうなことがあるわけでございます。外国の例では、子供のいない若い未亡人には年金が出ないとか、あるいは遺族の方が被保険者とのくわい結婚期間があつたかとか、そういうことをわたりあい細かく条件をつけた上で高率の遺族給付をしておるわけでございます。この遺族給付の充実を図るといふことにいたしますと、将来高齢者がふえまして年金給付が非常に財源的に大変なつていく折からでございますので、重点的な財源配分をするといふことは必要でございます。その点整理をしていかなければならぬといふふうに考えておるわけでございます。

第二の問題点でございますが、これは基本懇の中間意見でも御指摘をいたしておるわけでございますが、年金給付をいたします際に、単身者に対する給付と、世帯の方、夫婦に対する給付というものの考え方がはつきりいたしておらないわけでございます。十万円というのが大体現在の標準

でございます。

年金でございますので、十万円に例をとって申し上げますと、現在は老齢年金十万円というのは、夫の部分が五万円、妻の部分が五万円、合わせて十万円という考え方でございまして、夫が死んで遺族年金のある場合には、妻の分の五万円が出るという形になっておる。これは五割給付の考え方だと思ひます。しかし、夫婦で十万円を暮らして、夫に死なれたから五万円を済むかと言ひますと、家賃とか、あるいは新聞代、電気代等を考えますと半分にはならないわけでございます。世帯共通経費というふうなものがどうしても考えられるわけでございます。仮に、十万円のうち四万円が世帯共通経費で、残りの六万円の半分の三万円が夫の分、その残りの三万円が妻の分というところでございまして、夫が死んだ場合には夫の三万円だけがなくなつて、残りの世帯共通経費の四万円と妻の分の三万円、七万円が遺族年金として出るといふのが七割給付というの考え方だと思ひます。そういう観点から申しまして、年金給付の単身者に対する場合と夫婦に対する場合の分化というものを考えなければならぬと思ひます。言つてみれば、日本の場合には単身者の年金がわりあい優遇され、夫婦あるいは後に残された妻の年金が余り優遇されてないという結果になっておると思ひますが、そういう年金の組み立て方を考え直していかねばならぬと思ひます。

三番目が一番大きな問題でございまして、被用者の妻が国民年金に任意加入を現在いたしておるわけでございます。その数が六百六、七十万になるといふところまできておるわけでございます。現在、年金水準を高める役割を一方でございまして、年金水準を高める役割を一方で果たしておると思ひますし、また離婚した場合の妻の年金権の確保にも役立っておりますと思ひます。でございますが、だんだん年金の保険料も上がつてくるというふうな事になりまして、被保険者からいたしますと保険料の二重負担ということにもなる面がございまして、また夫の老齢年金と妻

の任意加入の国民の老齢年金を合わせますと、將來の問題といたしましては給付水準が高くなり過ぎるというようなこともあるわけでございます。これも制度審議会あるいは基本懇の中間意見にも御指摘をいたしておるわけでございますが、この妻の任意加入の制度をどうするかというところをどうしても片づけなければならぬというところをございまして、五十一年度に見送つたわけでございます。その後、私もいろいろいたしましては基本懇を中心といたしまして御審議をいただき、この考え、いまの問題点につきましての考え方をかなり突っ込んで整理をしていただいております。今、再開していただける予定でございまして、その場をかりましてこういう問題を詰めて遺族七割給付というところを實現したいというふうな考えでおるわけでございます。

○安恒良一君 どうも木暮さんのその三つの理由、これはもう十分承知してはおりますが、これ大臣にお聞きしたいんですが、何か五十年改正ではかなり意欲的に七割をやつたところが、なかなか当時は大蔵から主として財政的な理由で抵抗されたという事、その後いろいろ勉強してみたら三つの問題点があったと、こういうことなんでしょう。じゃどうして——今度は五十三年度です、今度の改正は。そういう問題の解決に向かつて、今度どうしてそのまま放置されておるんですか。現実をどうしてそのまま放置されておるんですか。たとえば、きょうは年金の審議ですが、医療問題については大臣はかなりの奮闘をふるわれておるわけでありまして、たとえば一つの例を挙げますと、物と技術の分離ということについて大臣は全く履き違えて、いわゆる注射、投薬を保障から全部外す。これは注射、投薬というのは医療の重要な行為なんです。それを全部外して、これが物と技術の分離だなどという錯覚を持ちながら奮闘をふるわれておる。だから、私新聞を拝見しますと、当初賛成しておつた医師会も関係審議会の中でこの案は返上だと、こういうことを言われる

ぐらゐの——きょうはそのことの上よし悪しを議論するところじゃありませんから、いざこれまたゆつくりさせてもらはれますが、そういう奮闘を医療制度についてはふるわれるわけですね。そうすると、たとえばいま木暮さんが言われた三つの問題点、どうするかというところでして、何か後へ後へ送つておつて解決するわけじゃないでしょうか。たとえば、サラリーマンの妻の任意加入についても、いまになるとそういうことを言われてはおりますが、やはりサラリーマンの妻も加入した方がいいと、得ですというPRはやつぱりやつておるわけですね。そして現実にはすでに六百万に近い加入者が出たと。どうも今後このまゝいくと、サラリーマンの妻は厚生年金と両方の関係から高過ぎはしないかということであるならば、そういう場合の最高をどうするかということについての明確な考え方を打ち出さなければ、こればつとばええ一方なんですよ、これ。ふえる一方なんですよ、これ、まだどんどんい、年金財政が豊かになるし、年金水準が低いから、当面は加算しておつてもらつた方がいいなどという安易な考えじゃいけないじゃないですか。それならそのように、早目にこれは考え方を——それを出してもうすでに六百万と加算している人の経過措置は、これは大変な問題です、これは。六百万の人が既得権持っているんですから。掛金掛けてきておるんですから。そのうすね。それから、いわゆる子なし若妻の問題、そういう問題があるならあるように、関係審議会等に遺族年金の引き上げについて、子なし若妻の場合にはこういう措置をするということの提議が意欲的に諮問機関に諮問されるわけでは、ないんです。こういうところで聞きますと、いや、実はこういう問題がありますと、こういう問題がありますと、こういう問題がある。それから、いま一つ、遺族年金の場合に議論しなきやならぬ問題としては、わが国の年金制度というのは、家族単位、家庭単位の年金、これが厚年であり、共済年金である。それから国民一人一人の個人の

年金、これが国民年金ですね。この二つがあるわけです。この二つをこのまま併存させていくのか、それともこれを一緒にするのとかと、これも大問題なんです。しかし、あなたたちはいまのところこのまま、そのままやられておるわけでありまして、そういう問題についても、年金問題というのは早くとかかかつて、いわばとつかかるほど——とかかからなければなりません矛盾が拡大して行くわけでしょう。私は私なりの一つの意見を持つてます。自営業者の年金と雇用された労働者の年金の二本立てというのは、必ずしも私は間違ひではない。雇用の形態、収入の形態、働きの形態が違いますから、何も無理に一本にする必要はない。それは私は意見を持ってはいるんですよ。だから私は、国民年金は国民年金として育て、厚生年金は厚生年金として育てなければいけません、こう思つてますが、しかしあなたたちは、そういう一つの定見をきよ聞いてたんですけれども、審議会がこんなことしてきまして、あんなことしてきておられますと、これから一年間一生懸命勉強してと言われてますね。じゃお聞きしますが、本当に一年間の勉強の後に、いま言つたような、これは遺族年金だけでもいま言つたような三つの問題、さらに年金が単身、国民一人一人の年金にするのか、いわゆる家庭単位の年金にするのか、自営業者と雇用された人との年金をどうするか、こういう問題について、大臣、一年たつて結論がおろされて、何か十分なものがつつて来て国会に諮られますか。私はそういう簡単なものじゃないと思ひますが、どうですか、そのところは。

○国務大臣(小沢辰男君) 被用者を主体にした厚生年金あるいは共済等、これとその他の国民年金、国民一人一人についての年金制度、これはやっぱりそれぞれ性格というものを考えますと、そう輕々には一本化はなかなかできないのだからと思つておられます。いま御指摘の遺族年金等の問題については、いろいろ先ほど言ひましたような問題点等もありますので、いろいろ根本的な年金制度のあり方について私どもが方針を決めますに

当たりまして、この貴重な御意見を各問題点についていただいておりますから、これらをもとにして十分ひとつ基本の方向だけは少なくとも一年以内でやっていきたいと、そしてその具体的なやり方等については相当の年金については期間が必要でございますので、お説のような準備体制を整えてから逐次実施すると、こういう方向になるかと考えております。

○安恒良一君 それじゃ重ねてお聞きしますが、来年は財政の再計算期ではありませんが、しかし、何もいままで五年間ももた場合もあるし、五年たたなくて、三年なら三年で財政計算をやったこともありますから、そうしますと、いまの大臣の考えを聞いておきますと、まず基本的な年金の理念、あり方についてはこれから一年間勉強して、まずその方向をひとつ出さんと。そして、それに基づいて来年度は財政再計算期じゃないんですが、そういう理念が出れば、まさか五十一年の枠組みなどということにはならぬと思っておりますから、やはりそれ相当の抜本的な改正を来年は財政再計算期を繰り上げてでもやりたいと、こういうふうに受け取っていいでしょうか。

○国務大臣(小沢辰男君) あるべき姿や根本的な方向についての検討を一年間でさしていただいで、その回答を得たい。その結果、直ちに根本的な改正案として具体策をとり得るかどうかは、いろいろ長期的に見た財政の問題等もございまして、御承知のようにいま国の経済といえますが、財政経済がなかなか、相当長期にわたる安定的な見通しを得られないような状況でもございまして、これが来年私どもがつくりまします条件が整ってくるというのをいまからちよつと予定はできませんので、そういういたしますと、やはりちよつと来年直ちにその根本改正案というのが実現の運びになるかどうかは、いまから私はここで明確に判断できません。

〔委員長退席、理事片山甚市君着席〕  
したがって、やはりたとえば物価スライドなりその他、給付内容の改善等については、この五十一

年の枠組みの中期的つなぎだという考え方はありませんけれども、やっぱり改善すべき内容については御提案を申し上げていかなきゃいかぬのじやなかろうかと思っております。来年になってから、なんだ、お前の言うことは違うじやないかなんて言われると困りますから、念のため申し上げておきますが、やはり年金は、長期的な見通しをおきますので、しかし、私どもとしては問題点をいりまして、しかも、私どもとしては問題点を踏まえながら、あるべき姿、あるいは根本的な方向、こういうものについてだけは、少なくとも一年間の間で決めていきたいと思っております。

○安恒良一君 どうも内閣総理大臣と厚生大臣の言うこと、全く食い違いますね。内閣総理大臣は、すでにわが国のオイルショック以来の経済危機は、もうトンネルを抜け切るんだと、わが国の財政経済政策というのは、耳にたこがでるほど、各予算委員会を初め本会議と各委員会の中で、うまくいっているんだと、これは、七%成長もほぼ間違いなしと、そして来年度以降もほぼその前後の成長率を維持しながら、わが国の日本経済は安泰である、これが内閣総理大臣の各委員会における答弁じやありませんか。私たちは、大変心配をしますよ。あなたも、国務大臣、内閣の閣僚の一人ですから、どうもいまあなたの話聞いてみると、なかなかそうも言っても、来年度経済が安定するやら——というのは私は、これはすでに予算委員会の一般質問でもあなたにも質問しましたように、私は、わが国がいわゆる低経済成長に入ったことは事実なんです、その中において国の中長期経済計画、こういうものがちよつと策定されるべきだ、その中における社会保障の中期計画というものが策定をされなきゃならぬじやないか、医療についても年金についても、そのことを私は、予算委員会でもあなたに迫ったつもり。だから少なくとも、来年度におきましては、内閣総理大臣はそう言っておられるわけですか

ら、経済はもう安定していくんだと、大体ことしの七%も間違いなしと、来年もほぼその前後の安定成長率をもってわが国の経済はうまくいくと、こう言われているんですから、そのときにあなたがいやそれはちよつといろいろなことを、要素を見てみよなんて言われたんじや、これはまた閣内不統一ということをやわざるを得ません。そこで私は、少なくとも一歩下がって、あなたが言われている一年間勉強したいとおっしゃるから、提言を勉強していただいて、少なくとも来年には中期経済の展望を踏まえながら、わが国の年金のあるべき基本理念といえますが、姿というものを押し出してもらいたい。これは努力したい。そうすれば、少なくとも来年度の改正というのは五十一年度の枠組みの延長ではあつてはいけないわけですね。ことしの改正は、木暮年金局長は、五十一年度の枠組みの中期的つなぎの改正だ、こう言われているんですね。だから、つなぎの改正というのはもうことしまで終わりと、来年からはつなぎの改正じやなくて、少なくとも中期経済展望を踏まえ、しかもいろいろな提言を一年間勉強して、一つの年金に対する基本理念ができて、それに基づいたやはり改正案が来年は用意されると。これは、なぜ私がしつこく聞くかという、この案の最終的なまとめるべきのまともな方にも関係するから、そのこととを私は聞いてるわけ。ですから、来年度はいま申し上げたように——私もこれだけの問題の提言がされてるのを全部一遍に解決するよいうな案がたつた一年でできると思いません。それはだれが厚生大臣になつたてでできつてありますん。しかし、少なくとも基本的な理念というものが明確にされて、そして、それを具体的に実施するための、一年めどとしての、やはりやるべきものからやっていくんだと。でなければ、また来年になって、いや、実は財政の再計算期じゃないんだから、五十一年度の枠組みの中で、もしくは中間的ないわゆるその改正だと言われたんじや、これはどうにもならぬ、そこで来年度の改正のあり方

についてしつこくこのところを聞いてるわけ。ですから、私がいま言ったような考え方でいいわけですね。

○国務大臣(小沢辰男君) 今年度七%達成するということは、これは公約でございますから、私も異存あるわけはありません。不統一ではありません。また、来年六%強から七%近い経済成長をやっていくという総理の方針でございますので、これはまあその線に向かつてあらゆる政策をとっていくだろうと思っております。しかし、御承知のとおり、年金の体系というものを根本的に考えて一つの立案をし、その線に沿った改正案をとるためには、先ほど先生も御指摘のように、年金制度だけは特に長期的な見通しを立てていかなきゃならない、こういう性格のものでございますから、しかもその関連する事項が多々ございますので、したがって、たとえば共済との関係のあり方とか、被用者の年金につきましても相当いろいろな問題点がございまして、これらをひたすら全部一つの方向がもうまとまると、それに至る一歩、二歩の前進的な改正が来年すばり出るかということになりますと、それには調整の期間というものが相当必要でございますから、その期間だけは待つていただかないとなかなかできないわけでございますが、さりとて、それでは御指摘のようないろいろなこの自身の改善をそれぞれ見送るべきかといえますと、やはり物価は毎年若干の上昇傾向をたどっております今日でもありますし、いろいろな点を考えて、全く改善に踏み切るのを待つというわけにはいかないわけでございます。ただ、私どもとしては、先生御指摘のよう一歩でも前進になるような改正をやつていきたいと思います。これは思いますが、いま自信を持って来年のことについてここで私がお答えを申し上げられないという、まあいわばちよつと自信がない点かもしれないませんが、この辺のところは、やはりここで申し上げることは非常に重要な意味を持ちますので、そういう意味でまあいわば慎重に

ら、経済はもう安定していくんだと、大体ことしの七%も間違いなしと、来年もほぼその前後の安定成長率をもってわが国の経済はうまくいくと、こう言われているんですから、そのときにあなたが、いやそれはちよつといろいろなことを、要素を見てみよなんて言われたんじや、これはまた閣内不統一ということをやわざるを得ません。そこで私は、少なくとも一歩下がって、あなたが言われている一年間勉強したいとおっしゃるから、提言を勉強していただいて、少なくとも来年には中期経済の展望を踏まえながら、わが国の年金のあるべき基本理念といえますが、姿というものを押し出してもらいたい。これは努力したい。そうすれば、少なくとも来年度の改正というのは五十一年度の枠組みの延長ではあつてはいけないわけですね。ことしの改正は、木暮年金局長は、五十一年度の枠組みの中期的つなぎの改正だ、こう言われているんですね。だから、つなぎの改正というのはもうことしまで終わりと、来年からはつなぎの改正じやなくて、少なくとも中期経済展望を踏まえ、しかもいろいろな提言を一年間勉強して、一つの年金に対する基本理念ができて、それに基づいたやはり改正案が来年は用意されると。これは、なぜ私がしつこく聞くかという、この案の最終的なまとめるべきのまともな方にも関係するから、そのこととを私は聞いてるわけ。ですから、来年度はいま申し上げたように——私もこれだけの問題の提言がされてるのを全部一遍に解決するよいうな案がたつた一年でできると思いません。それはだれが厚生大臣になつたてでできつてありますん。しかし、少なくとも基本的な理念というものが明確にされて、そして、それを具体的に実施するための、一年めどとしての、やはりやるべきものからやっていくんだと。でなければ、また来年になって、いや、実は財政の再計算期じゃないんだから、五十一年度の枠組みの中で、もしくは中間的ないわゆるその改正だと言われたんじや、これはどうにもならぬ、そこで来年度の改正のあり方

内輪にお答えを申し上げるといふに御理解  
いただきたいわけでございます。

○安恒良一君 大変遺憾ですね。というのはね、  
私はもう決して無理なことを言っているわけじゃない  
い。私は、ことしの改正は五十一年度の枠組みの中  
で、その延長だと、こう言われていますから、  
私が一番——そしてまた来年も五十一年度の枠  
組みの延長であつてはいけませんよ、ということ  
をまず言つてゐるわけ。それがためにやるべきこと  
は何かという、一年間勉強したいとおっしゃつ  
てますから、一年間十分勉強されて、年金の基本  
理念、中期的な展望を踏まえた年金の基本理念を  
確立をしてくださいと。その中で、来年やれるこ  
とについて、それは何がやれるかこれから議論し  
なきゃならぬと思つて、こういう改正と、  
もちろん私はそれがいいからスライドであるとか  
やらなきゃならぬことをやらないでいいなんて、  
そんなばかげたことを言つてゐるわけじゃないん  
で、それは当然やるのあたりまえなんです。あた  
りまえだけ、また、ことしと同じように五十一年  
年度改正の枠組みの中とか、延長で言われた  
んではいけないから、そのことを言つてい  
る。そうすると、やはり年金に対して、厚生大臣  
にあなたが就任したときの就任のあいさつの中に  
は、年金と医療には並み並みならぬ意欲を燃やし  
てあなたは演説をしてゐるんですよ。そのことを  
忘れて、ここになるとたんに慎重になつてはい  
けませんね。自分のやつた演説に対してはやはり  
自信を持ってもらわなきゃならぬ。そうすると、  
やはり少なくとも私が言つてゐるようなことにつ  
いてやるとか、いやそれはやはり来年も無理だ  
と、再来年はやりやすとか、そこらは明確に、来  
年もやはり枠組みの中ですかやれないならやれな  
いように正直に言つてもらわなきゃいかぬ。  
しかしそうじゃないと、五十一年度の延長じゃな  
いんだと、枠組みの中じゃないんだと、しかしど  
の程度できるかということこれは問題がたくさ  
んありますから、そのうちのこれとこれはという  
ことは来年の問題だと思つてゐるんですが、そのら

とについて私は聞いているわけですから、もう少  
しやっぱり自信を持って——大臣に聞いているの  
で、局長に聞いているんじゃないんだから、大  
臣、意欲的にひとつそこそこを答えてくださ  
い。

○国務大臣(小沢辰男君) 大体、お考えの線だと  
いうつもりでございますが、私はやはり慎重にお  
答えを申し上げてゐるんでございまして、あるべ  
き姿あるいは根本的な方向についての検討を踏ま  
えまして改正案を逐次考へることは、これ当然の  
ことでございますが、余り大きないろんな関連す  
る問題がたくさんあるものですから、それから私  
の所管外の問題等もございまして、そういう点  
もありますので慎重にお答えを申し上げてゐるわ  
けでございます。ただ、おっしゃる方向は、それ  
はもう確かに一遍にできない、逐次やつていくと  
いうようなことの御了解をいただいた上で、おっ  
しやる方向は同じ考え方だといふふうにお答えさ  
していただきます。

○安恒良一君 それじゃもう一遍こだけ聞いて  
おきましょう。五十一年改正の枠組みではない  
と、五十一年改正の枠組みの延長ではないとい  
うことははっきりしておつて下さい。いいこ  
とはいいんです。いいことは伸ばしてあげばい  
いんですから、何も五十一年改正の枠組みとい  
うことになると、おのずから問題がもう限定され  
るわけですよ。せつかく一年勉強されても、連係も  
う限定されますから。だから、五十一年度改正の  
枠組みだけにはこだわらないと、それはいいこと  
はそのまま伸ばしてもらえたいんですから、そ  
れはどうですか、そこは。

○政府委員(木暮保成君) 事務的な問題につきま  
してちよつと申し上げさせていただきますと思ひ  
ますが、今後の改正でございましてけれども、先ほ  
ど出ました遺族の七割の問題一つとりまして、  
いままでは厚生年金と国民年金を所管しておりま  
す私どもが決心をし、財政当局と相談をしてや  
る、その結果、表現に少し適当でない点があろう  
かとも思ひますが、共済組合なんかは右へならえ

をしていただくといふようなことでこれかと思つ  
わけでございます。この間の寡婦加算もそういう  
ことであつたと思つてございしますが、これか  
ら遺族七割をやろうといふことになりまして、現  
在共済も五割でございますから、そこを合わせて  
いただくと同時に、被用者の妻の取り扱いにつ  
きましても御協力を得なければならぬという問題  
が起きてくるわけでございます。中間意見で被用  
者の妻の処理の仕方として二つの方向が出されて  
おるわけでございますが、一つは今後被用者年金  
で被用者の妻であるから引き取るべきであると、  
被用者の年金の中で妻の座を確立すべきであると  
いう考え方があつてございまして、もう一つ  
は、国民年金に任意加入しななくて、被用者の妻  
を強制加入させるといふような方向が考えられ  
る、その二案について詰めていこうという中間意  
見をいただいておりますが、そのい  
ずれをとる場合も、共済組合にかなりの改正をし  
ていただくかできないわけでございます。現  
在、厚生省の懇談会の中間意見が出、制度審議会  
の建議が出ておりますので、国民年金審議会も社  
会保険審議会の厚年部会も、連休明けには、厚生  
省が方向を出す前に勉強を始めるということをや  
定にさせていただいておりますし、共済方面もそれ  
ぞれ勉強をさせていただくことになっておりますけ  
れども、いまの妻の年金一つとりまして、かな  
り共済と厚年、国年との関係が錯綜してまいりま  
して、その辺のくらの時間がかかるか。審議  
会も別々でございまして、キャッチボールをし  
なければならぬというのが実際の運びにならう  
と思つてございまして、来年度の改正の見通  
し、そういう意味でもつけにくいというのが実情  
でございます。

○安恒良一君 必ずかしい、必ずかしいというこ  
とを事務当局言つてゐるけれども、だからどうす  
るんですかと聞いている。たとえ、いまあなた  
が言われたように、わが国の行政が縦割りである  
ということを知つてます。たとえ、この国  
会の中におきましても共済年金の審議というの

この社会労働委員会ではできないわけですね。そ  
して、ここでは国民年金と厚生年金の審議をして  
いる。審議会も別だ。それがキャッチボールをし  
ておつたらいつまでも片づかないわけでしょう。  
それならそれなりに、大臣として縦割り行政の弊  
を改めるためにどうすればいいのかわかるとい  
うことについての意欲的な考え方を——私は私  
の意見を持つてますよ。たとえ、私から言わ  
せると、これだけの年金に大きい問題が出てきて、  
しかも国民年金に十数年たった場合には、  
やはり社会保障制度審議会というの全体を網羅  
して議論できる委員会ですけれども、しかしこれ  
はいわゆる高度な総理の諮問機関であつて、何も  
年金だけやるわけじゃないんです。それならば、  
年金なら年金だけは、共済から国民年金から厚生  
年金、船員保険までばらばらに審議するんじゃな  
くて、一つの具体的な総合的な議論ができる審議  
会をつくるならつくる。しかも、それはそれそれ  
の利害代表者がおりますからね。いまのたとえは  
社会保険審議会を発展的に大きくしていくとか、  
何かそういう意欲。

それからいま一つは、縦割り行政の場合に、主  
管庁は厚生大臣だといつても、なかなか厚生大臣  
一人では必ずかしいということになれば、年金の  
大改正に向かつて、たとえば総理なら総理が年金  
問題全体の大改正の座長になられて、厚生大臣が  
事務局長な事務局長になられて、あと関係大臣  
と横につなぐ、事務局をつなぐとか、何かそうい  
う年金を前向きに進めていくための方向について  
も考えないと、木暮さんのように、これはあつち  
にもこつちにも関係します、キャッチボールの投  
げ合いになつて必ずかしいむずかしいと言つた  
ら、いつまでも必ずかしいんです。それは政治  
じゃないんです。政治というものはそういうもの  
じゃありません。そういう必ずかしいものである  
うと、そこで私は前段に言つたわけですね、わが  
国の老齢化は急速に進んでおるんじゃないですか  
と。財政負担問題も大きな問題にならうとして  
いるじゃないですか。それは長い将来のことじゃな

この社会労働委員会ではできないわけですね。そ  
して、ここでは国民年金と厚生年金の審議をして  
いる。審議会も別だ。それがキャッチボールをし  
ておつたらいつまでも片づかないわけでしょう。  
それならそれなりに、大臣として縦割り行政の弊  
を改めるためにどうすればいいのかわかるとい  
うことについての意欲的な考え方を——私は私  
の意見を持つてますよ。たとえ、私から言わ  
せると、これだけの年金に大きい問題が出てきて、  
しかも国民年金に十数年たった場合には、  
やはり社会保障制度審議会というの全体を網羅  
して議論できる委員会ですけれども、しかしこれ  
はいわゆる高度な総理の諮問機関であつて、何も  
年金だけやるわけじゃないんです。それならば、  
年金なら年金だけは、共済から国民年金から厚生  
年金、船員保険までばらばらに審議するんじゃな  
くて、一つの具体的な総合的な議論ができる審議  
会をつくるならつくる。しかも、それはそれそれ  
の利害代表者がおりますからね。いまのたとえは  
社会保険審議会を発展的に大きくしていくとか、  
何かそういう意欲。

それからいま一つは、縦割り行政の場合に、主  
管庁は厚生大臣だといつても、なかなか厚生大臣  
一人では必ずかしいということになれば、年金の  
大改正に向かつて、たとえば総理なら総理が年金  
問題全体の大改正の座長になられて、厚生大臣が  
事務局長な事務局長になられて、あと関係大臣  
と横につなぐ、事務局をつなぐとか、何かそうい  
う年金を前向きに進めていくための方向について  
も考えないと、木暮さんのように、これはあつち  
にもこつちにも関係します、キャッチボールの投  
げ合いになつて必ずかしいむずかしいと言つた  
ら、いつまでも必ずかしいんです。それは政治  
じゃないんです。政治というものはそういうもの  
じゃありません。そういう必ずかしいものである  
うと、そこで私は前段に言つたわけですね、わが  
国の老齢化は急速に進んでおるんじゃないですか  
と。財政負担問題も大きな問題にならうとして  
いるじゃないですか。それは長い将来のことじゃな

それからいま一つは、縦割り行政の場合に、主  
管庁は厚生大臣だといつても、なかなか厚生大臣  
一人では必ずかしいということになれば、年金の  
大改正に向かつて、たとえば総理なら総理が年金  
問題全体の大改正の座長になられて、厚生大臣が  
事務局長な事務局長になられて、あと関係大臣  
と横につなぐ、事務局をつなぐとか、何かそうい  
う年金を前向きに進めていくための方向について  
も考えないと、木暮さんのように、これはあつち  
にもこつちにも関係します、キャッチボールの投  
げ合いになつて必ずかしいむずかしいと言つた  
ら、いつまでも必ずかしいんです。それは政治  
じゃないんです。政治というものはそういうもの  
じゃありません。そういう必ずかしいものである  
うと、そこで私は前段に言つたわけですね、わが  
国の老齢化は急速に進んでおるんじゃないですか  
と。財政負担問題も大きな問題にならうとして  
いるじゃないですか。それは長い将来のことじゃな

それからいま一つは、縦割り行政の場合に、主  
管庁は厚生大臣だといつても、なかなか厚生大臣  
一人では必ずかしいということになれば、年金の  
大改正に向かつて、たとえば総理なら総理が年金  
問題全体の大改正の座長になられて、厚生大臣が  
事務局長な事務局長になられて、あと関係大臣  
と横につなぐ、事務局をつなぐとか、何かそうい  
う年金を前向きに進めていくための方向について  
も考えないと、木暮さんのように、これはあつち  
にもこつちにも関係します、キャッチボールの投  
げ合いになつて必ずかしいむずかしいと言つた  
ら、いつまでも必ずかしいんです。それは政治  
じゃないんです。政治というものはそういうもの  
じゃありません。そういう必ずかしいものである  
うと、そこで私は前段に言つたわけですね、わが  
国の老齢化は急速に進んでおるんじゃないですか  
と。財政負担問題も大きな問題にならうとして  
いるじゃないですか。それは長い将来のことじゃな

それからいま一つは、縦割り行政の場合に、主  
管庁は厚生大臣だといつても、なかなか厚生大臣  
一人では必ずかしいということになれば、年金の  
大改正に向かつて、たとえば総理なら総理が年金  
問題全体の大改正の座長になられて、厚生大臣が  
事務局長な事務局長になられて、あと関係大臣  
と横につなぐ、事務局をつなぐとか、何かそうい  
う年金を前向きに進めていくための方向について  
も考えないと、木暮さんのように、これはあつち  
にもこつちにも関係します、キャッチボールの投  
げ合いになつて必ずかしいむずかしいと言つた  
ら、いつまでも必ずかしいんです。それは政治  
じゃないんです。政治というものはそういうもの  
じゃありません。そういう必ずかしいものである  
うと、そこで私は前段に言つたわけですね、わが  
国の老齢化は急速に進んでおるんじゃないですか  
と。財政負担問題も大きな問題にならうとして  
いるじゃないですか。それは長い将来のことじゃな



ということによってできないわけでございます。それからまた、無年金対策が先国会から問題になっておるわけでございますが、仮に国民全部が一本の事務処理体制でつかまえられるれば、無年金者もコンピュータがはじき出してくるというところになるかと思っております。今後の年金制度を効率的に改善していくためには、この業務処理体制の整備がぜひ必要である。もし、あえて言わしていただくならば、一億総背番号のようなことを年金についてはやる必要があるのではないかと、思っております。

それからあとは、各審議会の言っていることを説明するなどのお話もございましたけれども、そういう基本的な問題を踏まえまして、経過の年金水準の問題、あるいは婦人の年金権の問題、そういうものにつきまして、やはり改善すべき問題があるというふうに考えております。

○安恒良一君 いま言われたのは、私は何が問題があるから—これからやる順序を言われたんで、いま言われたおりの順序と承っていいわけですね、あなたが挙げられた順序で。

○政府委員(木暮保成君) やはり、全体の改革案を見通して、そのいろいろな問題点につきまして整合性のある解決を図らなければならないと思っておりますが、順序を強いて言われますれば、やはり財政の長期的安定というものを一番私も気がかりに考えておりますし、それから業務処理体制がすべての改正の根拠にあるというふうに考えております。

○安恒良一君 それじゃ、それを前提にして質問を続けていきたいと思います。

あなたは順序を言われましたけれども、いまだし中身をよく勉強してほしいと思うんですが、財政の長期的安定について支給開始年齢を一つ挙げました。支給開始年齢、あなたは何歳にお考えか知りませんが、審議会が六十五ということ提起しております。あなたは支給開始年齢と言われた。支給開始年齢というものが簡単に手がつきま

すか、簡単に。私はつかないと思うんですね。

それから、財政の安定と言われましたが、財政の安定問題についても、たとえばいわゆる制度審議会の構想で目的税の構想を出している。一つのいわゆる、こちらの方は財政調整的な考え方も出していますね。しかも、財政というのは制度の根幹に關しますね。だから、私はあえて順序を聞いたんです。そしたらあなたは一番だと、来年からやりたいと、こういうふうに言う。そう簡単にできますか。まだまだ手取り早くやれることがたくさんあるんじゃないですか。私から言わせると、たとえば支給開始年齢の問題というのは、これは後から労働省も来てもらってまずすけれども、わが国における雇用制度のあり方の根幹から考えて、定年退職問題と年金のつなぎという問題がある。何となしに国民年金が六十五歳だと、外国が六十五歳だからわが国も六十五歳にせよなんて、そんなばかげたことを言ったら笑われるわけですね。審議会もそこところは慎重に書いてある。書いてありますが、じゃ、わが国のいまの定年制はどう現実になっているのか、どどん延びる現状にあるのかどうか。一時高度経済成長期なり延びました。しかし、最近の雇用不安の中ではむしろ残念ながら定年はやや短縮の方向に現実につきつある。そういうようなことを踏まえたときに、来年度財政問題に当たりたい。しかも、その中であえてあなたは支給開始年齢を言われましたが、そういうことができるでしょうか。

○政府委員(木暮保成君) 前に挙げた問題の中で、順序をつけるということで順序を申し上げたのでございますが、それは実施の順序ということではございませんで、一番重要視しているという意味の順序を申し上げたわけでございます。

○安恒良一君 ああそうですか。それじゃ私の質問は速記録読んでください。私はそんな重要と言っております。私の速記録、後で見てください。

私は、いまわが国の年金の問題点を挙げてもらいたい。それから、来年度以降漸次実施をしていくものについての考えを聞かしてもらいたいと書いてあるはずですが、重要な順序ということはあなたが一人で行われている。速記録見てください。そんな質問をしておりません。

くものについての考えを聞かしてもらいたいと書いてあるはずですが、重要な順序ということはあなたが一人で行われている。速記録見てください。そんな質問をしておりません。

○政府委員(木暮保成君) 御質問の御趣旨を取り違えて大変恐縮でございます。答弁をし直さしていただきますが、いまの年金の問題で一番大切なのは、やはり長期的な財政の問題であろうというふうに考えております。

第二番は、業務処理体制をしっかりとすること、いろいろな改善の基盤としてどうしても言わざるを得ない。そういう見通しの上に立つてほかの問題も考えていかなければならないと、こういう趣旨で申し上げたのでございます。

○安恒良一君 それじゃ、重要な問題はわかりました。

それじゃ、来年度以降実施の順序について考え方を。いまあなたが重要な点を何点か挙げられました。いま挙げられたのは重要な順序だということになります。それで、来年度の改正からはその中でまずどれから取っかけていこうとするか。実施の順序ですね、重要じゃありませんよ。もう一遍言っておきますが、実施の順序についてお考えを聞かしてください。

○政府委員(木暮保成君) 来年度以降の年金制度の改革の問題でございますが、先ほど来大臣からお話がございますように、私どもにも一年以内に総合的な年金の方向を出せと、つくるように指示を受けているわけでございます。私ども、大臣のそういう方針に従いまして、現在年金でいろいろ問題とされております点につきまして、整合性のある方向を打ち出したい。その打ち出した結果につきましては、当然各界の御意見をいただきながら実施に移していくわけでございますが、そういう観点からいたしまして、私ども全体的な構想を發表いたしました。御意見の合致するところから実施をしていくということが順序ではないかというふうに考えておるわけでございますが、これはまたそれそれ給付の充実の面と負担の面がございま

して、そこら辺の兼ね合いを見ながら御意見の合う点につきまして実施をしていくと、こういうのが私どもの考えておる手順でございます。

○安恒良一君 何言っているかさっぱりわかりませんね。私はできるだけ議論をかみ合わせたいと思っております。観点を交えて、それならばわが国のいまの現状における年金の問題点は何があるだろうか。こういうことを拾い上げていただいて、そしてじゃそれからとりあえず手をつけていくべきものは順序は何だろうかということになるとまた議論が、前のことに、とにかく一年間勉強いたしました、検討いたしました、いろいろな審議会の御意見を聞きまして、これじゃあ年金局長として全く意欲ないね、あなたは。一年半しかないから、勉強の途中か何か知りませんけれども、もう少し意欲を持ってくださいよ。大臣は抽象論かどうか知りませんけれども、年金と医療におかれは政治生命かけたんだと、だから厚生省やめて政治家になったんだと、こう言っておられるのですから。そういう大臣のもので、いまあなたは年金局長として、全くあなたの言っていることは年金改正の意欲というのはいつも出てこないですよ。これではもう議論かみ合いませんね。どうですか、もうこれより以上、これで時間ですからもうだめですから、中身に入っていきますけれども、もう少し大臣ね、あなただけが一人で意欲持ったってだめなんだ、これ。部下が意欲持たなければ進みませんよ、あんな調子で言っておったんじゃない。それはとても、また来年も五十一年度改正のいわゆる延長の改正ぐらいが出てくるのが関の山じゃないかと思っております。来年度もね。だからこれは、幾らこれより以上やりとりしても、意欲というのはいま本人の考えですから、強制的にやるわけにはいきませんから。そこで、私はやはり少なくともこの際言っておきたいと思っております。きょうはもう無理でありますから、年金のいまの時点における問題の重要性というのはいま出てきたわけです。重要点は、じゃ、それとあえて来年度からは何をいわれる改正に向けていくんだと、これ



をできるだけ早く一遍検討してみてください。そして、前向きに出してもらいたい。でなければ、いまの年金局長の答弁を、これ幾らこれより以上時間かけても、それは皆さんの方は私の受け持ち時間が二時間三十分だから、ちやちやら言っておつてそれで終わればいいと思われませんか。おつてもそんなものではたまりません、こつちは、ですから、これから中身に入っていきますがね、もう少し意欲を持ってもらいたい。このことだけは明確に意見として申し上げておきます。

そこで、私はことしの改正の中身に少し、二点入つていきたいと思いますが、いまわが国の場合の年金の問題点の中で、どうしても拾い上げなければならぬ問題は、適用漏れの問題があるわけですね。いわゆる無年金者の数がかなり多いと、こういうものであります。これは国民年金の場合に大体百万程度じゃないかというふうに言われていますね。それで、今回いわゆる特例納付のことを検討されました、そこで四千万という案が出てきたのです。この四千万の算出の根拠はもう耳にたこができるほど聞いています。私が聞いたわけでもないけれども、同僚議員が衆議院で聞いていますから、その説明はもう結構です。なぜ四千万になったかということももう議事録を見て百も承知しています。

そこで、私はちょっとお聞きをしたいのですが、ペナルティーではないんだ、いわゆるこれから二年間窓口をあけて、そして二年目に大体はぼスライドを考えると、その時点の年金が四千万ぐらいいいなるから、まじめに納めておつた人のことを考えると四千万にせざるを得ない。これをもう繰り返して繰り返して衆議院であなたちは答弁をされていくわけですね。そこで私は、どうも私は納得できないのは、いわゆるいま無年金者がこれからの特例納付制度に入る場合、その金というものは、これから先のやつは今度は新しく設定された保険料で納めていくわけですね、これから入った時点から。過去の分を納めるわけです。過去の分

と十一年、二年間はいわゆる現行料金で遡及できるから、特例納付として納めるのが十一年。こういうことで、大体総額五十二万八千円程度になりますと、これも衆議院でやりとりがされたことなんです。私は、どうもこういう計算間違っているんじゃないかと思う。というのは、その人が過去に入つてなかった、入るべきものを入つてなかった。これはいろいろな理由があつたでしょう。だから、その過去の分を納めるときに、私はこう思うんですが、過去のいわゆる料金、ただし、過去の料金だけではだめだと思ふんですね。というのは、まず一つは運用の利回り、厚生年金は年金を積み立てて、それによつて利回りをつけてきています。その利子をつけなきゃならぬ。それから、たとえばいまから十年前の二百円と、いまの二百円は貨幣価値が違います。そこで、物価スライドといひますか、物価上昇率、貨幣価値の變化といふものも勘案をして計算をしなければならぬと思ひます。ですから、そのことについてはすでにきのう数理課長を呼んで、どういふ計算になるのかというのを計算をしてみましたから、私自身も手元に計算したものがあつますから、いま申し上げた十年ないし十一年分をいま言った方式で計算する。当時の年金金額、それに運用利回りをつける。さらに、物価上昇率を掛ける。そうすると、いま一番問題になります、いわゆる十一年と

言われていきます人の金額はどの程度になるでしょうか、ひとつそれ。

○政府委員(木暮保成君) 五十二万八千円というのは、十一年分でございますので、その十一年を二通りとつてみました。一つのとり方は、制度が発足しました昭和三十六年四月から十一年といふことで、四十七年三月までをとりますと、いま先生の言われました数値は十四万六千五百五十一円になります。今度は直近の十一年をとると、具体的に申し上げますと、昭和四十二年四月分から昭和五十三年三月分といふことで押さえますと、十八万五千七百二十四円になります。

○安恒良一君 それから、物価スライド分を除いて、いわゆる単純な当時の掛金と運用の利回りを掛けたらどうなりますか。

○政府委員(木暮保成君) 三十六年からの十一年でとりますと、五万八千九百二十七円でございます。それから、直近の十一年でとりますと、十二万六千九百五十四円でございます。

○安恒良一君 わかりました。私が自分で計算しましたものも、私の場合には物価上昇分をなかなか掛けるだけの時間がありませんでしたから、単純な方法で計算をしましたのと、ほぼ金額が合っていますから、これは間違いないと思ひます。そこで、大臣にお聞きしたい。大臣、いま言ったように、いま問題になつて十一年の人の人が、これと五十二万八千円納めなきゃならぬ、いまあなたたちのお出しになつた案では、また、私が出した案、これは大臣おわかりだと思ひます。が、当時納めるべき保険料と、それをその後積み立てて、いわゆる年六分何厘で回してきていますから、それぞれ、六分二厘とか六分三厘で、それと、いわゆる回してきた利率もプラスアルファです。それから、貨幣価値が変わつていきますね。いまから十年前の二百円といふの二百円は、それだけ物価上昇分が反映していませんから、それも全部計算をする。そうすると、いま木暮さんが言つたように、直近の十一年をとると十八万五千円、ラウンドナンバーしても十九万円だと。それから、三十六年から四十七年の十一年をとると、十四万六千円だと。そうしますと、私は少なくとも特例納付をやるときに、いわゆるまじめに納めた人に迷惑をかけない、まじめに納めた人の意欲をそがないといふことになるならば、これから納めるやつは、いまの料金で納めるわけですが、過去の分については、いま言ったような計算でやることの方が私は正しいんじゃないか。それを、いや、これから三年先には四千万になるから、だからペナルティーとは言われないけど、やっぱり四千万出してもらわなきゃいかぬといふところがどうして私にはわからない。そこで私は、この作業を、大変だつたと思ひますけど、きのう数理課長を呼んで、

○安恒良一君 いや、大臣に私は聞いていますから。平準保険料を取るといふことは、もう過去においてこれは退けられていたのです。いまになって、それが理想的だと持ち出してもしようがない。問題は、私は高額負担の場合を考えたときに、過去の二回のときと違つて、今回は余りにもいわゆる適用漏れの方について、これを救済をするために金額が大き過ぎる、四千万といふことでは。そこで、衆議院では、同僚委員から、何とかこれは下がらぬのか下がらぬのかといふことである。いろいろ大臣に言われた。言われたのですが、まあ後からこれは質問をしていきますが、若干の融資制度といふところに衆議院段階では落ち着いていくわけですね。ところが、その後もこの適用を多く受けられる団体からいろいろな陳情が私どものところへ参つておられます。そうすると、やはりこういうものをやる場合には、何か理論というものがなければいかぬ、そういうふうな考へてまいりますと、私は平準保険料を取ればよいというこ

そういう復利計算から物価上昇分まで計算をして、ひとつ出してもらふ。私自身も、私の方ではじき出したものと似てゐるんですが、大臣、この点はどうなりませうか。

○政府委員(木暮保成君) 安恒先生のお考えよくわかるわけでございますが、過去の滞納の保険料を納めるといふ場合でございますけれども、私ども理論的に考えますと、平準保険料を取るべきではないかと思ひます。平準保険料は、昭和五十一年の再計算のときに五千四百円でありましたが、その後のスライドがございまして、五千九百円ぐらになつておろうかと思ひますけれども、平準保険料を取るといふのは一つ筋ではないかと思ひます。しかし、平準保険料でございまして、五十一年当時の価格でもすでに五千円になるわけでございますので、今回の最終年度の保険料を目安に置いた方が、前二回もそういうやり方をいたしましたので、多少とも負担が軽くなるというふうな考へたわけでございます。

○安恒良一君 いや、大臣に私は聞いていますから。平準保険料を取るといふことは、もう過去においてこれは退けられていたのです。いまになって、それが理想的だと持ち出してもしようがない。問題は、私は高額負担の場合を考えたときに、過去の二回のときと違つて、今回は余りにもいわゆる適用漏れの方について、これを救済をするために金額が大き過ぎる、四千万といふことでは。そこで、衆議院では、同僚委員から、何とかこれは下がらぬのか下がらぬのかといふことである。いろいろ大臣に言われた。言われたのですが、まあ後からこれは質問をしていきますが、若干の融資制度といふところに衆議院段階では落ち着いていくわけですね。ところが、その後もこの適用を多く受けられる団体からいろいろな陳情が私どものところへ参つておられます。そうすると、やはりこういうものをやる場合には、何か理論というものがなければいかぬ、そういうふうな考へてまいりますと、私は平準保険料を取ればよいというこ

とではないと思う。それぞれの人が当然納めてお

かなければならなかった保険料、十年前に加入し  
ておけば、その人は十年前からそれを納めればよ  
かったわけでありまして、何も平準保険料を納め  
ていくわけじゃない。各人各人は、一人一人が十  
年前のときの金額は、十年前の金額で納めてい  
ているわけですね。ですから、そういう意味か  
ら、御承知のように二百五十円から始まり三百  
円、四百五十円、五百五十円と、こういうふう  
に保険料がずつと上がってきておるわけですか  
ね。それを局長が言うように、それじゃねえのだ  
と、ということにはならぬ。そのことは、もう過  
去二回のときには退けられている。そこで、いや、  
過去二回はこういうやり方だったから、今回もい  
いじゃないかと、こう言っている。私は、今回の  
場合に、いわゆる適用漏れを救おうと、これは無  
年金者を救おうということから、いま特例納付と  
いう制度を考えた。しかし、やってみると今回の  
場合に余りにも金額が、五十二万八千円、しか  
も二年間で五十二万八千円を納める。そうすると、  
すぐこういう反論がある。いや、二年間納めて  
も、その人が六十五歳からもらえばこれだけ得  
する。そんな論理を聞きたくないのです。得とか  
損とかという問題じゃない。これだけかければこ  
れだけ返ってくる。民間の保険会社じゃあるまい  
し、すぐこれだけ金が返ってくるからそれでいい  
じゃないかと、こういう論争されますけれども、  
いま掛ける人、漏れている人、それなりにいろん  
な理由があつて、またその中には非常に低所得者  
の人もいるわけですね。そういう人々が、なかなか  
これは五十万とか五十二万というものを納めるの  
は大変だと、こういうときに、政治として何か新  
しい論理を考えなきゃいかぬではないか。

そこで、私は私なりに一つ考えたのは、当然本  
人が当時加入しておいたら納めるべき保険料に、  
その後本人が積み立てておきませんので、運用の  
利回り分も本人が持つ、物価上昇分、貨幣価値の  
変動分も本人が持つ、それが限度じゃないか、こ  
ういうふうに思うのですが、局長は結構です。大

臣に聞いています。  
私がこれから大臣と言ったときは大臣、局長と  
言ったら局長立ってください。指名しない人が立  
つたらこれから受け付けませんよ。  
○国務大臣(小沢辰男君) 先生の御主張のよう  
に、過去の金利を――自分が払ってなかったんだ  
から、払うべき過去の保険料を払っておけばいい  
じゃないか。しかし、それだけじゃあれだから金  
利もちゃんとつけて、それで計算をして、それを  
やればいいじゃないかという意見もあるいはある  
かもしれないが、しかし昭和三十六年のとき、  
二十五年の標準年金で一応月に二千円という年金  
額だったんですね、そのときの百五十円。そうす  
ると、いま三万五千円でございますから、それと  
の関係を考えていただかないかぬわけござい  
ますね。その点だけは私ちょっと先生の考え方  
の中に抜けているんじゃないかと思うのですが。  
○安恒良一君 いや、抜けていません。  
○国務大臣(小沢辰男君) したがって、われわれ  
としては、二千円の中の百五十円を納めておっ  
た人たち。それから年金額ずつと上げていきま  
して、それで保険料が今日の段階にきたわけござ  
いますから、いま入る方は過去の年金額とは関係  
なく、今度の決められる年金額を受給するわけ  
でございますので、その受給権が発生するわけ  
でございますから、この点はどうも理論的にいろいろ  
おっしゃいますけれども、私どもとしてはこれは勘弁  
していただきたい。  
○安恒良一君 いや、そんなことないですよ。た  
とえば二百五十円と二千円だったときに加入した  
人は、それはすぐそこで二百五十円と二千円を  
らっているわけじゃないんですよ、そうでしょ  
う。現実には、その人は今日までずっと積み立て  
きて最終的な年金をもらうわけですよ、そうでし  
ょう。ですから、何か二千円と二百五十円がリン  
クしている。今日、三万幾らといまの三万幾ら  
すか、二千何百、それとリンクしている。だから、  
これからその人が過去の分もその料金で納めな  
きゃならぬということにはならぬですよ。それは、

私は厚生年金ですが、たまたま国民年金の該当者

とすれば、本来ならば十年前に当然入っておか  
なければならなかったが、いろんな事情があつて入  
つていなかった。これは率直に言つて、強制保険  
と言いながらも、現実には本人の任意届出制にな  
つていますね。法律的には強制になっている、しか  
し、本人の登録制なんです、本人の申告制なん  
です。そういうところに、まだまだ年金の漏れる  
原因もあるし、それから御承知のようにわが国の  
いわゆる戦後特に人口の都会への集中化という問  
題がありますね。そういういろんな要素もこれは  
本人の責めだけじゃない要素も加味されているわ  
けです。そういう中で、今日年金に漏れている人  
があるわけですから、そういう人の場合に、私は  
その人を、しかしやはりこの際は無年金者を全部  
なくそう、しかもどうも今回はや最後の措置だ  
とこう言われています。そういう場合に、一人  
でも多く無年金者をなくするために、そうかと言  
つて筋道を全部崩すわけにはいかぬ、公平の原則を  
崩すわけにはいかぬということになると、いまあ  
たが言われたように二百五十円対二千円、現在の  
二千円と三万幾ら、この関係だけで、これから二  
年後の期間をおいてする特例納付が四千円であ  
らねばならぬという論理にはならぬのです。それ  
じゃどうも厚生大臣の説明わかりません。  
○政府委員(木暮保成君) 今度の特例納付を再開  
いたしますにつきましては、昨年来参議院でいろ  
いろ御議論があつたわけでございますが、そのと  
きには私どもはできれば三回目の特例納付をや  
りたくないという気持ちでおつたわけございま  
す。それはなぜかと申しますと、いま先生からも  
御指摘がございましてけれども、国民年金とい  
うのは非常に変わった年金制度でございまして、厚  
生年金の場合には保険料を国会でお決めただけ  
でございますが、国民年金の場合にはこれは被保  
者になる方が自発的に納めていただくということ  
より仕方がないわけでございます。もちろん、強  
制徴収もできる規定はございますけれども、二千

五、六百万人の方々にして現実にはそういうこと  
はできませんで、被保険者の方の自主的な保険料  
納付意欲というのが制度の支えになっておるわけ  
でございます。それで、特例納付を一回二回と繰  
り返してきたわけでございますが、それぞれ一回  
限りのものだといいことで実施したのでございま  
すけれども、これを三回目やるといふことになれ  
ば、一定の間隔をおいて必ず特例納付というもの  
が行われるという印象が出てくるのは避けられ  
ないということにならうかと思つてございま  
す。そうしますと、若いときから余り多くない収  
入を割いて保険料を納めるよりも、もう老齢年金  
受給が間近になってから特例納付に乘ればいいん  
だということになるのではないかと、これを、  
非常に心配をしておるわけでございます。で、三  
回目の特例納付自体やりたくなかつたわけござ  
います、もし無年金対策をやるといふことであ  
れば、そういう弊害のない対策をぜひ考えたい  
ということ、いろいろ検討いたしましたのでござい  
ますけれども、結局すべての無年金者を救うた  
めには、過去二回やりました方法を繰り返さざるを得  
ないという結論になつたわけでございます。その  
際、これも率直に申し上げましてペナルティーを  
積極的にかけようという検討もいたしましたわけ  
でございます。普通の人は六十五歳から年金を受け  
けれども、特例納付がある方は一歳か二歳先へ持  
つていくというようなことも考えたわけございま  
す、やはり公的年金が余りそういうふうに  
ますが、やむを得ない年金が余りというふう  
たことをするのはいかかかというところで、それ  
もやめた次第でございますが、保険料につま  
まは、ほかの被保険者に迷惑をかけないとい  
合いからは、平準保険料ということになるの  
でございますけれども、これも前回と同様四千  
うことで、そのときに納められてる一般保  
を下回らないということ、安易な特例納付とい  
う印象をせめてそこだけ避けたいということ  
提案を申し上げた次第でございます、そう  
意味からこの四千円の保険料をぜひ実施させ  
ただきたいと、こういうふうに思つてござい

五、六百万人の方々にして現実にはそういうこと  
はできませんで、被保険者の方の自主的な保険料  
納付意欲というのが制度の支えになっておるわけ  
でございます。それで、特例納付を一回二回と繰  
り返してきたわけでございますが、それぞれ一回  
限りのものだといいことで実施したのでございま  
すけれども、これを三回目やるといふことになれ  
ば、一定の間隔をおいて必ず特例納付というもの  
が行われるという印象が出てくるのは避けられ  
ないということにならうかと思つてございま  
す。そうしますと、若いときから余り多くない収  
入を割いて保険料を納めるよりも、もう老齢年金  
受給が間近になってから特例納付に乘ればいいん  
だということになるのではないかと、これを、  
非常に心配をしておるわけでございます。で、三  
回目の特例納付自体やりたくなかつたわけござ  
います、もし無年金対策をやるといふことであ  
れば、そういう弊害のない対策をぜひ考えたい  
ということ、いろいろ検討いたしましたのでござい  
ますけれども、結局すべての無年金者を救うた  
めには、過去二回やりました方法を繰り返さざるを得  
ないという結論になつたわけでございます。その  
際、これも率直に申し上げましてペナルティーを  
積極的にかけようという検討もいたしましたわけ  
でございます。普通の人は六十五歳から年金を受け  
けれども、特例納付がある方は一歳か二歳先へ持  
つていくというようなことも考えたわけございま  
す、やはり公的年金が余りそういうふうに  
ますが、やむを得ない年金が余りというふう  
たことをするのはいかかかというところで、それ  
もやめた次第でございますが、保険料につま  
まは、ほかの被保険者に迷惑をかけないとい  
合いからは、平準保険料ということになるの  
でございますけれども、これも前回と同様四千  
うことで、そのときに納められてる一般保  
を下回らないということ、安易な特例納付とい  
う印象をせめてそこだけ避けたいということ  
提案を申し上げた次第でございます、そう  
意味からこの四千円の保険料をぜひ実施させ  
ただきたいと、こういうふうに思つてござい



て、現在は二十年未満ですか、これはたしか二万三千円だと思えますね。二十年から三十年の間が二万三千円ですか、三十年なら三十年ぐらいいからまた少し若干上がりますね。ところが私、今度つくづく考えたいんです。たとえば、これ特例納付によつて無理して五十万円納めちゃった。ほつくり残念ながら人間いつちやう場合があるわけですね。そうすると二万三千円しかもらえないわけですね、五十万円納めて。これはいままでも納めておいた人も、すでに十何万になつて。これについて、厚生年金の場合は御承知のように遺族年金制度というのがございますから、これはまあ五割で低いんですけども、ところが、国民年金というのは個人単位になっていきますから、だからこの死亡一時金の場合に、自分がかけた金額をはるかに下回つていくわけですね、はるかに。だから、私はこれはやはり年金ですからね、年金。しかも保険財政に基づいている。そうすると、余りにも死亡一時金という金額が低過ぎはしないか。ところが、大臣はどうも、いやそんな死亡一時金制度やめたいのだ、こう言つてる。やめたいのだと、こういうふうには、これは衆議院の答弁の中であつたかどうか知りませんが、私が雑誌を見る限りにおいて、あなたはやめたいと。しかし、私は少なくとも年金というものは個人一単位で、本人は一生懸命年金をもらつてを善意をもつてかけておるわけですよ。しかし、志半ばにして、人生の半ばにして倒れたときに、私はこの一時金というものは、これは女子の脱退手当というのが厚生年金にありますね、これはもう今度なくすことになりませんが、その場合には、まあ大体これは年数にもよりますけれども、自分がかけた掛金ぐらいいは戻つてくるのか、少し場合によれば若干の銀行利子ぐらいいの、こういうことになり運賃してまいりません。最近はいさしことが銀行利子までつかないよいうなんです。そういうことから考えると、死亡一時金のこの二万三千円というのはいさしものじやなく、私はやっぱりどの程度がいいかと、これはいろいろ議論のあるところですよ。私は私なりの考

えを一つ持つておられますけれども、やはり考えるべきじゃないでしょうか。特に今度のように五十万円などというのを、一時金を納めなきゃならぬ人の場合には、特に目立つてきますからね。これは何も特例納付の人だけの話——現在掛けている場合でも、自分が嘗々と掛けているのに残念ながら死亡という場合があり得るわけですから、その場合のこの一時金の制度ということについて、これはどうなんですか。

○政府委員(木暮保成君) 死亡一時金の制度でございますが、いまお話のございました特例納付の場合につきまして、これは一般の保険料を納付した方とのバランスもありまして、特例納付の人はまとまった金を納めて年金に結びつかないうちに亡くなるのは気の毒ではないかということもあるわけでございますが、一般の被保険者の方も同じでございますので、やはり公平の立場から考えると現行でいまして、やほり公平の立場から考へるわけでございます。

○安恒良一君 どうもあなたは人の質問をよく聞いてないね。特例納付者のことだけを言つていせんやないですよ。私は一般の人も安過ぎやしませんかと聞いているんですよ。もう少し大臣がいたときにあなたが立つたら、よく人の説明を聞いてから立つて下さい。早合点しないでください。私は特例納付の五十二万のときに特に目立つけど、これは一般の人も同じなんだと、嘗々と掛金を掛けてきて志半ばで倒れたと、そのときに二万三千円というのはいさしもの低過ぎやしませんかというのを聞いてはいるんですよ。

○政府委員(木暮保成君) 死亡一時金は、お話しのとおり二万三千円でございますが、これは国民年金の保険料を掛け捨てた方が病に倒れるというふうなときに掛け捨てたことになりまして、一部お返しをするというふうな趣旨からきた制度だと思つておられるわけですが、国民年金被保険者の老齢化と同時に給付が非常にふえてまいります。したがつて、財源を重点的に配分をしていかなければならないというふうに思つ

わけてございまして、死亡一時金は現行程度でやらしていただきたいというふうに思っています。

○安恒良一君 やらしていただきたいじゃ困るんですよ。ね、ひよつと二万三千円その掛け捨てではお気の毒だと、一部お返しをすれば、二万三千円の理論的根拠についてどういう経過でこの二万三千円を理論的、数字的根拠ではじき出され、そしてそれがなお現行でよろしいということについて理論的、数字的に説明してください。

○政府委員(木暮保成君) 現在の二万三千円でございますが、これは従来とも過去三年程度、直近三年の保険料を返すというふうな考え方に立つておるわけでございます。具体的に申し上げますと、四百五十円の時代が六カ月、五百五十円の時代が十八カ月、それから九百円の分が十二カ月というところで二万三千四百円というふうに計算しておるわけでございます。

○安恒良一君 いや、だからその根拠は何ですか。計算をしておるといふことはわかつたよ、その根拠は何ですか。何カ月という根拠は何ですか。

○政府委員(木暮保成君) 死亡一時金につきましては、制度発足以来こういう計算をしてきておるわけでございます。それに準拠をいたしたわけでございます。

○安恒良一君 それでは答弁にならないんですよ。制度発足以来なら制度発足のときにこういう論理だつたと言いなさいよ。何ですか、あなた、おとなしく聞いておつたら、ばかにしたらいけませんよ。制度発足以来やつておるといふのは何だ、その言い方は。じゃ制度の発足のときにはどういう理論根拠をやつたと言ふべきじゃないですか。冗談じゃないよ。

○政府委員(木暮保成君) 理論的根拠ということにはならないかもしれせんけれども、死亡一時金としては、その程度は適当であるという判断で三年分というにいたしました。それを改正の都度計算を変えてきたということでございます。

○安恒良一君 大臣、どうもね、この点も時間がありせんから、私はやりとりの宿題にしておきたいと思ふんです。一遍、今日の時点において検討しようというに、制度発足のときそうだったからそれでいいということでは私はないと思ふんです。それはなぜかということ、だんだん保険財政が大変ですから、掛金の金額は上がつてきていくわけですね。これからもまた上がつていくわけですね。現在が直近の二千七百三十円というのがだんだん上がつていくわけですから、その場合において、私は掛け金を全額返せと言つていくわけじゃないんですよ。それから十年掛けた場合、二十年掛けて死ぬ場合も違ふんですよ。三年掛けて死ぬ場合もあるんですよ。そういうものについて私は少しきめ細かに、これだけ金額が高くなつてくると、私は検討されてしかるべきだ。それをいま木暮君が言つているように、制度発足以来こういうことなんだから、こういうことではないんですよ、そういう突っぱねではないけれども、政治というのは、私は状況の変化に対応して十分検討していただきたい、このことを希望として申し上げておきます。

○政府委員(木暮保成君) 委員長……

○安恒良一君 大臣に聞いています。君に聞いてない。

○国務大臣(小沢辰男君) おっしゃることも私よくわかりますし、一時金制度というものを設ける以上は合理的に考へていかなきゃいけない。十年の人も二十年の人も同じじゃおかしいじゃないか。まあ掛金を一部戻してやろうという思想なら、長い人と短い人と同じじゃおかしいじゃないかという御議論もよくわかります。この死亡一時金といひますか、そういう年金の受給権を発生しないまま終わった方々の問題全般として、制度としてこの問題をどう扱つていくか、御承知のとおり私どもは老齢年金の引き上げの方に重点を置かなきゃいかぬと思ふので、あらゆる財源があれはできるだけそつちの方にいかなくばいかぬと思つております。ですから、恐らくいままで、当



要はますます大きくなってまいるといふようなこととに備えまして、私どももこれは何か考えなければならぬという意識は十分持っておりまして、その場合にどういふ形の税金がいいのか、あるいは目的税ということも一つのお考えかと思ひます。そういった目的税がいいかどうかという問題も含めまして、現在私どもも研究しておりますし、引き続き政府の税制調査会におきまして、一般消費税の問題を中心にいたしまして、今国会明けから早急にまた審議を続けていただきたい、かように存じておる次第でございます。

○政府委員(竹内嘉巳君) お答えいたします。

制度審議会の立場で、所得型の付加価値税という年金税を実現することについての考え方という御質問だというふうに理解してよろしゅうございましょうか。

○安恒良一君 はい結構です。

○政府委員(竹内嘉巳君) 私どもとしては、この点は社会保障制度審議会はどうしても社会保障という問題についての総合調整的な立場で物考え、議論を進め、意見をまとめて総理に答申をする、あるいは建議をするという立場でございます。それだけに税制ということになりますと、たゞいま大蔵局の方からも御答弁がありましたように、税制審議会なりあるいは税制調査会とか、その他それぞれいろいろな分野の専門の機関もあるわけでございまして、社会保障制度審議会としては総理に、この際、こういう皆年金下の新年金体系というものの実現を期待すると同時に、その実現についての前提として所得型の付加価値税というものの導入が必要であり、これを昭和五十五年には何とか実現させたいというようにことを御要望と申しますか、建議をし、意見具申をしていくわけでございまして、この点大蔵省にも、あるいはまた厚生省その他年金関係の関係行政機関に対して建議の趣旨の御理解をいただき、それが何らかの形で意味のある、皆年金という理想の実現に役立ててもらえればというの、大河内会長以下社会保障制度審議会委員の一致した意

向だということをお願いするのが、私どもとしては限界ではないかと思ひます。大変申しわけございませんが、以上でございます。

○安恒良一君 そこで、いま一遍大蔵省と竹内さんにお聞きしておきたいんですが、私はたまたま分離課税と言ったんですが、分離課税というのは問題があるというならば、ひとつ年金については税金をかけるということが実現する、たとえばいまの課税最低限をある程度上げていくなら上げていくということについてのやっばり方策を考えてもらわぬと、これは決議倒れになっちゃうんです。それと同時に、これはちょっと厚生省にお聞きしたいんですが、現在年金を支給されている人の税の対象になっていない人は、厚生年金、国民年金、まあ国民年金は余りないと思う、十年年金、五年年金ですから、思いますが、まあほかに収入があるからわかりませんが、それからいま一つ、共済年金等を含めて、どの程度税金を取られている人がいますか。いま大蔵省から言わせると、九〇％はないと言っておられますが、どの程度の人になっていきますか。

それから、大蔵省の方には、その数字を言ってもらった後、せめて国会の決議というものは、これは空でやっておるわけじゃないんですから、具体的にやっばり実現してもらわなさいかぬので、いい知恵ないと言われるけれども、やっばりいい知恵考えてもらわなさいかならぬ。だから、分離課税がだめならだめで、いまの制度の中でさらに課税最低限を、老人の課税最低限をいま二百万ちょっと、かなり引き上げていくとか、そういうことを考えていただかないと私はいけないと思うんです。

それから、竹内さんの方にお聞きしたいのは、私が言ったように、大体これを計算されたときは二%ぐらいで、二兆五千億円程度のことを考えられたと解せる。それと同時に、制度審議会というものは、いまあなたが言われたように、総合的なことを議論するところですね。そこでそのときに、

これは私の聞き方が悪かったんですが、老人のいまの大きい問題としては二つあると思うんです。一つは所得保障でしょう。それから保健医療対策。だから、総合的にやられたならば保健医療対策については、たとえば老人保険についても、これも目的税的なそういうことを横目ににらみながらとりあえずやられたのかどうか、そのところについてちょっとお聞きをしておきたい。

それから、これは大蔵省に指摘をしておきたいんですが、いわゆる賃金の後払いだと、給与所得というふうにとっている、それはちょっと年金についてはひど過ぎるんじゃないですか。やはり、年金は所得再配分、それから老後生活の安定、こういうことが中心であって、何かいわゆる退職金のぐらゐのところが論争なら賃金の後払い説とか老後とか、これはありますよ、退職金でも。しかし、年金までを賃金の後払いだ、だから———というその思想は、ちょっとよくはないだけないんですけれどね。これは府政の、大蔵省はそういう見解なのかしりませんが、私はこの点はちょっと政府の見解を聞いておかないと、賃金の後払い説を年金にとられたんじゃない、これは被用者年金のことを言われていると思ひますが、たまりませんが、この点は厚生省の考え方を明確にしておいてください。以上です。

○政府委員(米里恕君) 課税最低限のお話が出ましたが、課税最低限、これまた安恒先生、専門家でいらつしやいますからよく御承知のところでございます。いろいろな諸控除から成り立っております。この中で、問題はこういう諸控除自体を今後どう考えるかという問題になるのかと思ひます。その場合には、もちろん特に老年の方に対する控除という問題と、一般の配偶者控除あるいは基礎控除というものと、両方から成り立っていると思ひますが、この辺につきましましては今後の税制一般の問題として引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○政府委員(竹内嘉巳君) 二点お尋ねありましたのでお答えいたします。

第一点の二%という問題でございますが、これは建議を出した際に参考資料として添付いたしましたものに二%という数字を示しておるわけでございます。これは、昭和五十一年度の時点におきまして、約九百万の六十五歳以上の老人についての基本年金の所要額を推計しますと約三兆余り、その当時、昭和五十一年の国民所得が約百五十兆で、二%で三兆という一つの計算の根拠があったわけでありまして。

なお、国民所得の二%という考え方は、純粋な形における付加価値税というのが、いわば国全体における個人なり法人なりの付加価値の総集計されたものが国民所得になるという考え方から、国民所得で所得型の付加価値税の総額がおおよそ推定できる。かつ、これが国民所得の変動に応じて国民のいわば消費生活水準、特に老人所帯の消費生活水準にもおのずから反映してくるので、国民所得の動向に応じて並行的に二%を確保すれば基本年金に関する限りこれはカバーできるのではなからうかというの、社会保障制度審議会の二%という一つのめどについての考え方でございます。

それから、この年金税と申しますか、目的税としての所得型の付加価値税を提案をいたしましたのに当たって、審議の過程では当然、これはむしろ社会保障という形で医療保障なり所得保障なり、それらをすべてカバーするものという形で考えたかどうかという審議過程における意見は当然ございまして。ただ、この建議を取りまとめるに当たりまして時期的な制約もございました。かつはテーマが皆年金体系、新年金体系というものをまとめるということもございましたので、この際そこまで広げるという積極的な意図は審議会の過程でかなりの方からの御意見はありましたものの、年金問題についての意向を取りまとめるという形から、年金税としての目的税という形で、とりあえず所得型の付加価値税についての提案をしたと、かように事務当局としては理解をしております。

○国務大臣(小沢辰男君) 国民年金では恐らく課税対象の人は大抵ない。厚生年金では大抵八万ぐらいと考えておるわけでございます。私は、年金はやっぱり社会保障給付でございますから、これを厚生省側は給料の後払いという観念ではございませぬ。ただ税の面から、そういう考えのものと税制の体系を考えておるといふ御説明じやないかと思ひます。まず、無税に、非課税にしろということについては、私も要求はいたしてござりますが、これはなかなか言うべくして今日現在で直ちに採用願えるということには非常に困難だと思ひますので、私は、限度額を上げてもらつて、できるだけ課税対象の数を少なくしていくという努力は当然厚生省としてしなきゃいけないと思ひます。まあいろいろもう増税というような議論が出てくる時でもござりましたので、ことしはちょっと最後は身を引きましたけれども、なお、年金所得者のこの現状から見まして、この限度額の引き上げだけは今後ともがんばつていきたいと思つておられます。

○安恒良一君 わかりました。それじゃ、私も、これ無税無税ということだけではなくして、やっぱり具体的に、いま八万人ということですから、そういうことが減るようによつぱりしていくために一段の努力をお願いしたいと思つておられます。

そこで、時間がだんだんなくなつてまいりましたから、最後に婦人の年金権問題について少しお尋ねをしたいわけですね。わが国の場合、これはやはりいろいろな問題ほかにもありますけれども、一番は問題は問題があるところだろうと思つて。そこで、これは遺族年金のときにもすでに年金局長言われましたように、たとえば厚生年金の場合、離婚をしますと年金権なくなつちゃうんですね、これ年金権が。諸外国の制度をいろいろ調べてみますと、世帯単位の年金の場合に離婚をした場合には、二分の一だけ、夫と妻が協力して家庭を営んでいくというので約二分の一を年金権として認めるという制度等もあるわけですね。わが国の場合の被用者年金の場合は、いわゆるこれは若く

て離婚しますと、それから国民年金に入れば、こういうこともありますけれども、特に高齢者の場合に離婚しますとこれなくなつちゃうわけですね。こういう問題等。それから、逆にかん父で、たとえば、きょうはすばらしい年金課長さんがお見えになっておられますが、年金課長さんにお見えなさんほどつかお勤めだと聞いています、どうでなくて、だんなさんがまっさらお家庭でいられる主婦をやらせておられる。ばつたり奥さんが死んでいまして、これ六十歳以上でないといふ女子の厚生年金適用者の場合にはだんなさんには一切年金権がないんですね、六十歳以上もしくは障害の場合にやないかと。等々、これはやはり婦人の年金権というところがわが国の場合に明確になっていないところだ。まあわかりやすい例として私は二つの事例を挙げたわけですね。このことは遺族年金との関係もあるわけですね。それからいま一つ、国民年金における、それから厚生年金における自分の妻の障害の場合の障害年金の問題もありません。等々、どうも日本の場合に婦人の年金権というのが極端におくれているというふうには思つておられます。こういう問題についてどうお考えなのか。

それから、具体的にこういうものはよくは手のつけられるやつから早くつけていかないといい問題だ。たとえば、国連婦人何とか憲章とかいって、最近では超党派で婦人問題を国会の中でも追及して、総理府総務長官がいわゆるあれになられて、いろいろなことがありまふけれども、しかし肝心の年金の中における婦人の年金権という問題は、どうも日本のいままでの議論の中においてははややネグレクトされている。まあネグレクトと言つたら言い過ぎかわかりませぬが、重視されていらないと思ひますが、そういうような問題点についてひとつ考え方を聞かしてください。

○政府委員(木暮保成君) 年金における婦人の取り扱ひでございますが、働いておる婦人の場合には厚生年金が適用されておられて、むしろ男子よりも支給開始年齢の面あるいは保険料の面で優遇をされておるわけでございますが、被養者の妻の場合には御指摘のような問題がございます。それで、高齢で離婚をいたしますと、被養者の妻であつた期間は空期間ではございませぬけれども身がなくなつてしまつたので、年金が出てこまわすかなものになつてしまつたわけでございます。

それから、後段で御指摘の障害の場合には全く無保障と言つてもいいと思つたわけでございます。それで、婦人の年金の取り扱ひ、私も非常に重要な問題と考へておるわけでございますが、基本態でもこの点を御審議いただきまして、離婚の場合には、アメリカ等とつておりまふような方法と、その年金の半分を妻に与えるという方法と、それから、国によりましては民法的な処理をしておる、離婚した場合の夫婦の共有財産の分配という問題でやっておることもあるわけでございませぬが、そこら辺の是非を見きわめまして、この点につきましては措置をしたいと、こういうふうにお考えでおるわけでございます。

○安恒良一君 それは、御夫人がお勤めで御主人がうちで家庭の仕事をしておつた、その場合の年金権、遺族年金その他ですね、それはどうしますか。

○政府委員(木暮保成君) その場合には、まあ結論から先に申し上げて、現状でいいんじゃないかというふうにお思つておるわけでございます。と申しますのは、妻が働いておつて夫がうちにいる場合でございますけれども、夫が働いておる場合には、夫に早く死なれまふと子供のいる母子家庭になります。そういう意味で、遺族年金とかあるいは国民年金で言へば母子年金ということも考へなければいけない。一方、働いておる妻が死にまふと夫が残つた場合に、夫と世帯ということがある可能性は非常に少ないんじゃないか。したがらまふとして、老齢になつておる、もう新しくかせがない夫だけか夫年金という形でカバーしてあげばいいんじゃないかというふうにお思つておるわけでありませぬ。

私は、そう単純に割り切れないんじゃないか。というのは、普通男というのは奥さんに養つてもらふなどということは考へないものですよ。それでもいろいろなことがあつて本人が働けなくて奥さんが働いておるといふ場合が往々にしてあり得るんですよ、これは。そしてその人が民間の職場で働いておつて厚生年金の適用を受けておる。ところが、残念ながら奥さんが亡くなるといふ場合、私はあり得ると思つておる。いや、それは奥さんが亡くなつたから本人が働けられないんじゃないかという、そうはいかないんだ。本人が働けるなら、何もそんな肩身の狭い思いをして奥さんだけ働かしているような男はいいんですよ。日本人は特に働きバチと言われているんですから。そういうやつぱり何らかの事情がある。まあ一々事情を細かく言ひませぬ。だから、やむを得ず、うちで家庭の仕事をやらなから奥様の方がお勤めに出ているという場合は、これは私は数としてあり得ると思つて。そういう場合に、いやそれは本人が働けないんじゃないか。まあ六十歳以上になると働けないから遺族年金。そのころも、これ宿題にしておきますから、ぼくはそういうケースの場合があり得ると思ひますから、ぜひこれは検討して見てください。私は公平を期すという意味でどうするかということの一つの問題だ。この点は思ひます。これは検討課題ですから私はあなたの意見を聞こうと思つていません。そういうことは検討課題として、そういうレアケースといひますか、そういう問題があり得るんです。本来、男といふものは、奥さんに働かして自分がかつて割烹着を着て働く、こんなばかなやつはないんですよ。それはそれなりの理由があつて働いておるわけですから、そういう場合のことを私は言つておるわけですから、ひとつ研究課題として、ぜひ大臣これもいろいろの研究課題の一つとして研究していただきたいと思ひます。

そこで最後に、労働省もお見えになつていますが、私は支給開始年齢という問題は、これは非常に大きな問題だと思つておる。というのは、はなはだかという、官民格差の中でのいろいろな議論をされる

のに、ざつぐばらんなことを言つて、共済年金、これは厚生年金と充足の歴史が違いますが、資格条件を満たせば五十五歳からもらえるわけですね。しかも、これは在職老齢年金制度というのではないわけです。一方、民間の場合は六十歳からで、しかも在職老齢年金がある。六十五歳になつても高所得者については二〇%の制限がある。一方、国民年金は六十五歳なんです。私は、国民年金の六十五歳と民間の被用者年金の六十歳は一つの理論的な根拠があると思ふんです。それはなぜかという、国民年金の場合には、ざつぐばらんに言つて、自営業者ですから本人が健康であれば働けるんですよ。ところが被用者年金というのは、本人がいかに健康であろうと、いまわが国の場合には定年制度というのがある。そして、そこで首になつちゃうんですよ。ですからそういう点について、制度審に帰してもらいましたけど、私は、制度審が「60歳—65歳の老齢者と雇用市場との結び付きの濃度を考え」「ヨーロッパなみの働く」生活と結び付くことの可能性を展望したうえで」と、六十五歳に全体をと、こう制度審の答申に書いてあるけど、こゝろはやはり学者は学者だなと思ふんですがね。現実には、これは労働省にちよつとお聞きしたいんですが、わが国の定年制の現状はどうなつてゐるのか、今日。さらにまた、ここに書いてあるように、「60歳—65歳の老齢者と雇用市場との結び付きの濃度」というのは、本当にそんな濃度があるのかどうか、こういう点。

それから、大臣にお聞きをしておきたいんですが、やはり私は、自営業者の国民年金と、それから雇用された労働者、しかもわが国における定年制という現状があるときに、その開始年齢が何か六十五歳でなければ、外国でこうなつてゐるのかということ、私は間違ひじゃないか。いわゆる労働の形態が違う。雇用の形態が違う。こういうような点についてどうお考えになるか。まず労働省側から現状。

これは、雇用問題について年金と結びつけるといふなら、具体的な定年延長についてどうするか。たとえば、アメリカは今日雇用対策の一つとして、不況対策の一つとして七十歳定年法というのを国会が法律で決めておられますね、七十歳定年法というのを。わが国の場合でも何かそういうのを具体的に持たないと、これも精神訓話的に定年を年金に結びつけるために延ばしなさい延ばしなさいという行政指導だけでは、私は延びないと思ふんです。しかし一方、どうも年金の支給開始年齢というのはいろいろな審議会の答申を見ると、何か六十五歳に持つてきたらいかにもいいような書き方になつておるんですが、これはこれから大きな問題になりますから、きょうは労働省にもお見え願つてます。と同時に、定年制の問題と年金のあり方ということについて大臣の所見も承つておきたい。

○政府委員(谷口隆志君) まず、わが国におきまして定年制の現状でございますけれども、定年年齢が一律に設定されております企業、一番最近の調査は五十一年の調査でございますが、七四・一%の企業が定年年齢が一律に設定されておるわけでございます。それらの企業のうち、年齢別に定年の状況を見てまいりますと、五十一年時点では五十五歳の定年制をしております企業が四七・三%、それから六十歳以上の定年制をしております企業が三五・九%といたつてございまして、大体この調査は三年おきにいたしておりますけれども、昭和四十三年の時点では五十五歳で六三・二%でございましたが、逐次改善されてまいりました。四十九年、五二・〇%が、五十一年に初めて過半数を割つたという状況でございます。一方、六十歳以上の定年につきましても、四十三年調査では六十歳だけのくりがございませぬが、四十九年で見ますと二三・一%であったのが、四十九年に三五・四%、それが五十一年では三五・九%と、こういう状況でございます。なお、定年年齢と支給開始年齢の関係でございますけれども、私ども

としましては当然のことながら、原則としてはこの年金支給開始年齢と定年がリンクすることが望ましいわけでございます。したがって、現状ではこの点も先生十分御承知のとおりでございますけれども、当面六十歳の定年制が一般化することを目指して、各種の施策を進めておるわけでございます。その点につきまして、ただいま御指摘ございました、何か具体的に施策を講じていくべきではないかということでございます。これも十分先生御承知のとおりでございます。けれども、定年制は当然のことながら賃金とか雇用慣行と非常にうらはらの関係で密接な関係があるわけでございます。わが国の定年制がまだ五十五歳が五十一歳で初めて過半数を割つた状況だということとは、年功序列賃金等の賃金制度が背景にあるわけでございます。こういうこととをうらはらはらの関係で、その制度を改善しながら実施していく必要があるわけでございます。この賃金制度自体につきましても、いろいろ私どもも考え方をほつきりし、また賃金研究会等の意見も承つておられますけれども、基本的にはまあ労使で決定される問題でございますので、そういう考え方をもち、関係労使の方の理解を深めながら、実現に向かつて努力をしていただくような働きかけをするというのが、やはり基本ではなからうかと思つてます。具体的施策につきましては、もう十分これも御承知のとおりでございますけれども、やはり一昨年中高年齢者の雇用促進に関する特別措置法が改正されました。五十五歳以上の高年齢者の雇用率が定められておりますし、そういうものを軸といたしまして、先ほど言いましたような、賃金制度等の賃金雇用慣行改善の指導と、それから定年延長奨励金というような制度もございまして、こういうものを活用して労使に広く指導、働きかけを努めてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○国務大臣(小沢辰男君) 昭和八十五年になりますと、厚生年金の給付、これが大体国民所得に對する割合が一三ぐらいになるという計算でござ

います。国民年金を含めて年金全部がですね。そういういたしますと、ドイツで一—ぐらいでございますから、日本の国民所得に占める割合ということになりますんで、したがって、相当先の問題ではありますけれども、支給開始年齢というものはやはり検討していかないと、しかし一方、理想的にはやっぱり退職と年金がつながつていくという状況でなければ、本當の老後の安定というものはないわけでございますから、私どもは雇用状況等を十分見ていかなきゃいけませんし、望むらくはやっぱり年金とちよつとリンクするような定年制といふものが一般社会において行われることが望ましいと考へております。しかし、現実問題として、なかなかそこまで考えられるかと言つても、これはなかなかちよつと考えられないんじゃないかと思つておりますので、したがって、支給開始年齢を引き下げる場合には、その間の手だてをどうしていくのか等の問題を含めて、慎重に検討していかなくやいかぬだらうと思つてます。将来の雇用のあり方も十分検討しなければなりませんし、そういう意味で、まだ今日いつごろから支給開始年齢の引き下げをやらなくやいかぬかということまで至つておりませんけれども、当然この昭和八十五年にそういう推計ができるのであれば、支給開始年齢等についてはこれはやはり年金財政全般あるいは国民の負担の限度から見ますと、向上していかなくやいけな、その場合の雇用状況の問題、それとつなぎの問題等について十分問題点を御指摘をいただいておりますから、検討をしていかなくやいかぬ問題ではないかと、かように考へております。

○安恒良一君 これは私はやっぱり労働省にもお願いしておきたいんですが、なるほど、いままでの調査の時点においては、私は定年制の延長がだんだん延びてゐる時点の調査なんです。しかし、昨今の雇用状況というのはいかに変わつてきているわけですか、率直なことを言つて、むしろ、



いろいろな民間企業においては、定年制の延ばしたものを再度短縮するという方向すら積極的な形で——いい意味じゃありませんが、出てくるべきです。その意味から言うと、やはりいま言われたように、私はどうしてもこれはもしもいわずに支給開始年齢を引き下げるとすれば、定年制とリンクしなくてそんなことできつくないです。いまでも民間の場合に、五十七、八歳でやめて六十歳までという制限が、しかも在職老齢年金というのがある。ですから、その意味から言うと、どうしても私は雇用拡大という意味から言っても、定年制を積極的に延ばす指導というものが、たとえばアメリカの例を私は一つ挙げましたが、国家の法律として一つの定年制というものを決めた、私は一つの勇気ある制度だと思っております。そういう問題についてもぜひひとつ検討をしておきたい、このことを労働省にも申し上げておきますし、厚生大臣も、どうしても将来財源のことを考えると支給年齢をと、こう言われる、開始年齢。そんならそのように、そっちが見合う政策をあわせてやれないと、幾ら研究されたって結論は出ません、これは。ですから、そのことを申し上げておきたいと思っております。

それから、もう時間があと数分になりましたから、最後に二つお聞きをしておきたいんですが、在職老齢年金、これは同僚の広田委員から詳しくやられましたから、私はこのことをあえて避けたんです。ただ一つだけ提起をしたいんですが、今度十三万幾らに引き上げられました理論根拠というのは、これも衆議院の議事録で読みましたから、そのことをあえてここでまたお聞きする気はありません。ただ、大臣ね、私は六十歳以上の在職老齢年金はなくなった方がいと思っておるんですが、そのことの論議は時間が足りませんから、少なくとも在職老齢年金の十三万何千というものは、今日における雇用労働者の平均賃金から見ると、これは労働省お見えになっていますが、十三万ということじゃない、たしか十五、六万になっておられます、十五万何千。そこまでぐらいいは

りあえず上げるといって、上限を今度十一万が十三万何千になったんですが、そういう本当は在職老齢年金というのにはなくして欲しいと思っておりますが、それが一遍にできないならば、せめていまの民間の労働者の平均賃金、たしか十五万幾らだと、約十六万ちょっと切れていると思っておりますが、そういうようなところで上げて欲しいと思っております。持ちになれないのだから。これは在職老齢年金についてはもう何回も何回も、また附帯決議がついたり、いろんなことをしていますからね。今回は十三万何千にしたということは聞いています。聞いていますが、やはりいままでの若干の引き延ばしにすぎないわけですよ、この衆議院の議事録を見る限りにおいてはね、そういう点が一つ。

それから第二番目、これまた大臣聞いて御検討願いたいと思っておりますが、民間の厚生年金が昭和十七年、時の軍部のいろんな恩恵等があつて充足したことは事実です。当時、満鉄その他に働いておられた人が戦後帰ってまいりまして、日本でいよいよ私の鉄道であるとか、私のバスであるとかもしくは民間の厚生年金を適用した工場に入った。ところが、その人は満鉄なんです。この間はもう全然これは新しく復讐して、その復讐したのは昭和二十一年に復讐した人もあれば、いろんな事情でおくれで二十三年や二十四年になった人もあるわけですね。その人のその間はいわゆる満鉄、これは一つの国の国策として設けられた鉄道でもあったわけですね。その人がたまたま帰ってきて国鉄に入ればこれは通算がある。こういう問題について、私は何らかの救済方法を考えたいと思っております。こう言つたら、きのう関係課長来てもらつたら、いやいろんなケースがありますからなかなかと、こういうことでした。しかし、私は少なくともはつきりしているわけですね、満鉄なら満鉄といふところで勤めておつて、そして帰つてきて片っ方は国鉄に入った、片っ方は私鉄道に入つた、こういうような問題について、私は何らか

の、特に厚生年金が十七年充足して以降の問題、その前のやつ全部見ると、こう言っているわけじゃないですから、そういう点について私はずいぶん考へてもらいたい、こう思ふんですが、以上の二点についてひとつ。

○政府委員(永壽保成君) 在職老齢年金の十三万円の刻みを、少なくとも平均賃金までするようにしてお話でございますが、これも先生よく御存じでよく申し上げることはばかられるわけでございますけれども、やはり退職年金という形で原則ができておりました、退職をした方に年金を出すというたてまえなわけでございます。ただし、現在の高齢者の就労の状況から見まして賃金が余り高くない、退職をすれば年金がもらえるのに働いておられるわけですし、働くことが御本人にとつて非常にいいことであると思つて、または保険財政からも結構なこと、そういう場合にはせめて年金額を一つの目安として、賃金と在職老齢年金を合せて年金額を一つの目安にするということにどうしてもならざるを得ないかと思つておられます。ただ、その場合も現実に出ておられます年金の平均は七万五千円でございますが、やはり制度が目指しておるモデル年金のところまではいんじやないかということ、改正ごとにその当時のモデル年金をリンクをさせるといふことをしてきたわけでございます。五十二年改正では、そのモデル年金にさらに一歩を進めまして、当時のモデル年金が九万円でございまして、けれども、十一万円までということをしていただければ、この辺が限界ではないかと思つておられます。それから、満鉄の問題でございますが、厚生年金の場合には昭和十七年に十人以上の事業所に働いておる男子の労働者から適用をしたわけでございますが、現在五人に引き下げたわけでございまして、われわれも昭和十七年にさかのぼつて五人以上のところは見えてほしいとか、後から女子職員も取り入れたわけでございますが、女子職員も見てほしいという希望がいろいろあるわけ

でございます。国民皆年金の発足の時点で、どなたにも年金を受けられる可能性がおりますように、当時の年齢で支給資格期間を特例を設けておるわけでございまして、そういう意味では全部年金に結びつくようになっておるわけでございまして、満鉄の方だけさらに特例の措置をとるといふことは、公平の原則からして困難であるといふふうに考へております。

○安恒良一君 ばくは満鉄を例に挙げて、だからどうもあんた、私はそういう政治的なことを事務屋のあんたに答えてもらつて、そんな答えが返ってくるから、大臣に聞いておるんだ。それをあんたすぐ出しやばるわけよ。そして、満鉄の例だけ、私は満鉄は一つの例だと、いろんなことをきく事務屋から聞いた。あんた事務屋だから話してもらわんでいいんだよ、そんなことは。私は大臣に、そういう厚生年金が当時充足をした。ところが、本人がたまたま内地で勤務しておれば全部入れた。満鉄に行つておつた、これは一つの例だ。そういう場合に、いわゆる外地等に行つておつて、そして帰つてきて同じようなところに働いている場合の救済ケースについて研究をしてもらいたい、こう言つておる。年金局長研究してもらいたいと言つた覚えはないんだ、大臣に研究してもらいたいと言つておる。あんたたちは事務屋だからそういう答えがすぐ返つてくることは、もうきのう呼んでわかつておるから、あんたたちに聞いてないんだから。私はそういう何らかのケースがあるでしょうと、そういう場合に、いわゆる厚生年金の場合にも、やはり一定の二十年から二十年という問題があるわけですよ。だから、若年の年齢の特例もありません。しかし、そういうことでたくさんの人から私は陳情ももらつておるんだから、そういうことについてもぜひひとつ研究をお願いしたい、こういうことですか、大臣、一遍研究してみてください。事務当局のように、すぐ、いやこれはこうだ、あれはこうだ、こういうやりとりを幾らしたってあれじゃありませんか。——いいですよ。そういうやりとり

をするなら、幾らでもやって、まあ法案上げるの  
にいつまでもそんなやりとりばかり繰り返しま  
すか、これから。何日間も何日間も質問に。研究  
すべきものは研究する、課題に挙げるものは挙  
げて整理をしていかなきゃいけないんじゃないで  
しょうか。だから、私は問題点があるところは、研  
究してもらいたいものは研究してもらいたいとい  
うか、これは実施してもらいたいとか、こういう  
なり言葉を使いながら御注文を申し上げてい  
るつもりです。

ですから、あえてもう一遍大臣に聞きますが、  
そういうような問題についていろいろなことがあ  
りますから、研究された結果こういうふうで、こ  
れはこうしたいとか、これは不公平の原則でこ  
うだということなら、私はいただきますよ。それなのに、  
私がいま質問しているのに、それを横から、質問  
の当事者でない人間がとって一つ一つ反論をして  
いく。結構です、そういうことでこれから厚生省  
の法案というのはやりますか、あなたたちは。  
それだけ聞いておきましょう。

○国務大臣(小沢辰男君) 年金局長は、やっぱり  
年金制度全体をあずかる事務当局の責任者です  
から、いろいろ私が答弁する前に事務的な問題をお  
答えを申し上げているわけでございますから、そ  
うひとつ安恒先生あれしないでいただいで……  
○安恒良一君 だから、年金局長に答えにくかつ  
たら、年金局長を指してないんだよ。大臣が答  
えた方がいいものはわざと私はえり分けて質問して  
いる。

○国務大臣(小沢辰男君) よくわかります。わか  
りますが、やっぱり私もなかなか細かい点までよ  
くわからぬものですから、その点は御了承願って  
おいて、衆議院でもいろいろ御指摘がございま  
したんですが、なかなか聞いてみますと、困難な問  
題が多いようでございまして、どうもおっ  
しやるように、国民側から見ますと、帰ってきた  
人から見ますと、どうもおれの友だちは国鉄へ行  
っておいて全部通算になる。おれだけは同じたと  
え民間会社であってもならない。国の制度として

の厚生年金じゃないかと、片っ方は共済だからと  
いつてなるというのをおかしいなあという感じを  
持たれることは、これはもう本当にもっともだと  
思うんですね。それをそれじゃやたら救え  
るのか、理論的に言えばこれは厚生年金というも  
のはみんな会社へ勤めてる人が相扶共済のあれ  
でやっておるわけですから、全然自分と関係のな  
いところにおつた人が——まあ国家、満州国はあ  
の当時の、たしか法的性格は外国の企業だと思  
うのですよ。やっぱり満州国という一つの、これは  
日本がでっち上げたと言えどもそれまでですけれど  
も、一応日本から見れば外国ですね。外国の企業  
の勤務員だった期間を入れることになるわけでご  
ざいますから、戦時中の特殊な——われわれもそ  
ういう経験ありますけれども、よく事情は、そう  
砂をかむように割り切られて、外国の企業だと言  
うとは何事だと言われると思うんですけれども、そ  
れを全部入れますと、今度相扶共済の制度で、自  
分たちの内地の企業が一生懸命になって、被保険  
者のためにと思つて半分も負担をやつていて  
わけでございますから、そういう問題等もあつ  
て、これは政治的にすっぱり言つて、どうも同じ  
国民が、同じところの人が気の毒じゃないか、や  
れよと言いたいところなんです、この辺のとい  
るをどこで線を引つ張つて、どういふ整理をする  
かということ、少し検討させていただきます。  
○安恒良一君 いや、だから私も検討してみてく  
れと言っているんですよ。

○国務大臣(小沢辰男君) はい、検討します。  
○安恒良一君 それから、私はこの際あえて言  
ておきますけれども、五人未満の適用の問題が出  
てきたら大変だと。五人未満の適用については、  
われわれはもう数年前から、私なんか議員にな  
る前から審議会でも常に言つておるじゃないです  
か。失業保険については五人未満の適用になつた  
ときに、なぜこれを適用しないのかと。附帯決議  
も次から次ついでいるじゃないですか。そういう  
ときに、今度はこういうときになると、五人未満

の事業が未適用になつていからと、そんな使  
分けされたらかたがたいけません、年金局長。だから、  
私はそういうことについては、ちゃんと指摘をさ  
れていることについては、やっぱり努力をしても  
わななきやいぬ。五人未満の適用についても、す  
でに失業保険が五人未満の適用をやつたとき、当  
時の審議会から、いわゆるどういふものについ  
ても五人未満の適用の方向にやっぱりいくべきだとい  
うのが審議会の意見でもあるし、それから附帯  
決議の中にもいろいろついでに言つておるわけですよ。  
ですから、そういうアンバランスがあることは知  
ている。あるなら、そういうものを一つ一つ直し  
ながらそれを反論に使うなら、私はうんと言いま  
すよ。ところが、五人未満のことはいまもって解  
決していない。だから、今回も五人未満の事業所  
に対する厚生年金の適用問題について具体的な方  
策を確立し、その適用の促進に努めることとい  
うことが、あえてまた同じようなことが衆議院の付  
帯意見としてついでに言われ、われわれもまたこれ  
つけざるを得ないんですよ。ですから、いま少し  
政治というものはそういう問題があつたときに少  
一つ一つをできるだけ温かく、やっぱり中身を取  
り入れるものは取り入れると。しかし、それは言  
いながらも、基本的な公平の原則が崩れるとい  
う場合に、公平にしたいということがあつてしか  
るべきであつて、ただ単に人が満鉄の場合を出せ  
ば、すぐそれじゃ五人未満の問題もあるじゃない  
ですかと。あることは知つておる。知つておるの  
からこういうふうにするという決議をしてい  
るに、それをサボつていられるのはそつちの方じゃない  
か。五人未満のことをいまもって厚生省はやり切  
らない。労働省の方は同じ保険でもやつてい  
るじゃないですか。そういうような問題がありま  
すから、どうか少し答弁に注意してもらいたい。その  
ことだけ申し上げておきます、大臣。

○政府委員(木暮保成君) 委員長……  
○安恒良一君 質問をしておけません。答弁に注意  
してもらいたいということを大臣に言つてい  
ます。

以上をもつて終わります。  
○小平芳平君 それでは、私は児童手当について  
最初若干質問をいたします。  
児童手当については、新聞では、予算編成の過  
程等いろいろ、むしろ児童手当は廃止の方向へ  
いくだろうとか、あるいは減額するとか、いろ  
んなことが伝わつたわけでありまして、そういう  
うなききまつたわけに見た場合に、中央児童福祉  
審議会の意見具申、昨年十二月十二日、これなど  
を見ますと、むしろ「児童手当制度の目的として  
いる児童のいる家庭の生活安定、次代をになう児  
童の健全育成、資質向上を図ること、これは、国  
の政策目標として、今日ますますその必要性を増  
してきていっているものといえよう」と、こういう  
うに意見を述べているわけでありまして、した  
がって、何となく児童手当というものはだんだん  
攻められて縮小を余儀なくされて、何かよけいな  
ものをつくつてしまつた、福祉のばらまきの見本  
みたいな、そんなふうな感覚でとられるのは本  
本的に間違つていると、こんなふうに考えま  
すが、いかがですか。

とともに、厚生省がこの児童手当について考  
えている基本的な考え方と、それから今回の改正案  
を提案するに至つた経過について、簡単に御説明  
いただきたい。  
○政府委員(石野清治君) ただいま御指摘ござ  
いましたように、昨年の十二月には中央児童福祉審  
議会の方から、特に児童手当制度につきま  
しては、その持つていられる目的からしましてき  
つめて重要なので、さらにその整備、拡充をす  
べきだと、こういう御意見がございました。これに  
対して、厚生省の基本的な考え方でございます  
御案内のように児童手当制度の目的としてい  
る点は二つございまして、一つは家庭生活の安定  
と、それから児童の健全育成あるいは資質の向上  
という、二つの大きな目的があるわけございま  
す。この二つの目的は、またいづれの時代にお  
きましても非常に大切なことであると思つて  
ございまして、特に昨今のように人口の老齢化が急速に

の事業が未適用になつていからと、そんな使  
分けされたらかたがたいけません、年金局長。だから、  
私はそういうことについては、ちゃんと指摘をさ  
れていることについては、やっぱり努力をしても  
わななきやいぬ。五人未満の適用についても、す  
でに失業保険が五人未満の適用をやつたとき、当  
時の審議会から、いわゆるどういふものについ  
ても五人未満の適用の方向にやっぱりいくべきだとい  
うのが審議会の意見でもあるし、それから附帯  
決議の中にもいろいろついでに言つておるわけですよ。  
ですから、そういうアンバランスがあることは知  
ている。あるなら、そういうものを一つ一つ直し  
ながらそれを反論に使うなら、私はうんと言いま  
すよ。ところが、五人未満のことはいまもって解  
決していない。だから、今回も五人未満の事業所  
に対する厚生年金の適用問題について具体的な方  
策を確立し、その適用の促進に努めることとい  
うことが、あえてまた同じようなことが衆議院の付  
帯意見としてついでに言われ、われわれもまたこれ  
つけざるを得ないんですよ。ですから、いま少し  
政治というものはそういう問題があつたときに少  
一つ一つをできるだけ温かく、やっぱり中身を取  
り入れるものは取り入れると。しかし、それは言  
いながらも、基本的な公平の原則が崩れるとい  
う場合に、公平にしたいということがあつてしか  
るべきであつて、ただ単に人が満鉄の場合を出せ  
ば、すぐそれじゃ五人未満の問題もあるじゃない  
ですかと。あることは知つておる。知つておるの  
からこういうふうにするという決議をしてい  
るに、それをサボつていられるのはそつちの方じゃない  
か。五人未満のことをいまもって厚生省はやり切  
らない。労働省の方は同じ保険でもやつてい  
るじゃないですか。そういうような問題がありま  
すから、どうか少し答弁に注意してもらいたい。その  
ことだけ申し上げておきます、大臣。

○政府委員(木暮保成君) 委員長……  
○安恒良一君 質問をしておけません。答弁に注意  
してもらいたいということを大臣に言つてい  
ます。

進んでまいります段階におきましては、ますますこの老人対策の問題と並行して、児童の健全育成というものを進めなければならぬ、こういう認識に立っておられるわけでございます。そういう意味で、この目的とするところはますます重要性を増している、こういうことが言えると思われたいと思います。

ただ一方、国民各層のいろいろの御意見を五十二年の十二月から五十二年の二月にわたって意識調査をいたしましたわけでございますけれども、その結果を見てもありますように、国民の間にはかなりの児童手当制度に關しましては御意見がございます。積極論からあるいは現状維持論、あるいは消極論、そういうものを含めまして、かなりの意見がございました。

そこで、私どもは、この児童手当制度の目的とするところは非常に重要なこととでございます。これを推進するわけでございますけれども、その際には、より合理的な児童手当制度にすべきだ、こういう基本的な考え方のもとに、実は中央児童福祉審議会に御意見を求めたわけでございます。

その際に、中央児童福祉審議会の方の御意見の中でも、現在児童の健全育成施策についてはいろいろやっておりますけれども、そういう他の児童健全育成施策との合理的な調整の問題、あるいは税の面で扶養控除制度がございしますが、その扶養控除制度との関連をどうするかという問題、それからさらには各企業で行っております家族給付、賃金制度に含まれております家族給付との問題、そういう関連性を十分考慮しながらこの問題については進めなければならぬだろう、こういう御意見がございました。

しかしながら、現時点では、そういう基本的な問題はともかくといたしまして、とりあえず現在児童手当制度の持つておられます目的のうちで、所得保障の機能をより重視すべきだと、こういう考え方も強く出まして、そこで今度の改正案におき

ましては、いわばその所得保障の機能を充実するという意味で、所得の低い階層につきましてはこれの、従来据え置きましたものについて金額を上げる、五千円を六千円にするという改正案をとつたことが一つと、それから同時に、これは所得保障の機能を重視してまいりますと、所得制限を果たして現在のままでいいのかわという問題がございました。所得制限の機能につきましても、やはりある程度これを抑えて、そしてより低い階層の方にその金を回すべきではないかと、こういう御意見もございました。そういうことも踏まえまして、一応現状据え置きにいたしましたけれども、将来はこれについては考え直す、こういう基本的な考え方をとつたわけでございます。

法案に出ました経緯、考え方につきましては以上のとおりでございますが、基本的には児童手当制度をどうするか、基本的には大きな問題でございますので、さらに中央児童福祉審議会の御意見を聞いて検討してまいりたい、こう思っているわけでございます。

○小平芳平君 厚生大臣に伺いますが、厚生省の施策の中でいま石野局長が説明したように、何かこの児童手当制度をやっているの、何か悪いのか、何か追い詰められ追い詰められているみたいなお話を聞きますが、厚生省が一つの国の施策として法律が制定され推進しようという施策について、そんなにおかたなびつくりやっていたんじやしないですか。

○國務大臣(小沢辰男君) 厚生省の中で児童手当制度を、先生おっしゃるような非常に消極論あるいは迷いあるいはまた何か余り効果がないからやめてしまおうかというふうな、そういうあれはございせん。ただ、率直に言いますと、限られた中で効果的にやるにはどうしたらいいか、特に所得保障のやはり機能というものを重視しまして、できるだけ低所得者の方の、私なんか三子以降となつておりますが、低所得者の方だけに、できるだけ三子と言わず二子にまで持つていって、それ

以外の方はもうやめてそっちへうんと厚くした方が、児童の健全育成の目的から見てもいいんじゃないかというふうな考えを持っておるのでございせんが、しかし、従来の既得権を一遍に否定するということもできませんし、この千数百億の金を使つてもつと効果的なものも考えていきたいという議論でありまして、決してこの制度についての迷いだとかあるいは消極的な態度で厚生省がいまいるわけではございませんので、そういう趣旨にひとつ御了解願いたいと思ひます。

○小平芳平君 厚生大臣のきわめて積極的な姿勢に對しまして、私も大変心強く思うわけでありますが、ひとつ石野局長もそんなにあつちこつち気を取られないで、よく目標をちゃんと決めてやつていかなくちゃならないと考へます。ということでは、先ほどの在職者年金の場合もそうですが、ちよつと話が横道へそれますけれども、働き手が多くなつた場合、その社会はどうなるかということですね。それはお年寄りでも働きたいというふうな、じゃ生きがいのために働いていただきたいというふうな、うかんという、そんな問題じゃないかと思ふんですね。働き手がぐつと減つていった場合その国はどうなるか、社会はどうなるか、世界はどうなるかということ。したがって、児童の健全育成ということも、現在の情勢から考へ、また将来にわたつて考へた場合に、考へられなくてはならぬ重要な課題だということに考へる一人でありまして、そこで、社会保障制度審議会の答申は、まさしく制度本来のあり方についての基本的な考へ方の確立を図るべきであり、この基本的な考へ方に基つき、本来の給付改善に格段の努力をなすべきものであつてということでありまして、本来の給付改善に努めるべきである。したがって、厚生大臣がお述べになつたように、むしろ第二子から実現するということも検討課題になるといふに、こういう積極的な私は趣旨と理解しているわけでありまして、

ところで、今回の福祉施設に着手することには疑問もあるので慎重に對処されたい、これの答申は十分厚生省も御理解の上で提案をなさつていらつしやると思ひます。この辺についての考へ方はいかがですか。

○政府委員(石野清治君) 御指摘のように、制度審議会では本来の給付改善に努力すべき段階で、新たに福祉施設に着手することについては疑問もあると、こういう御指摘をございまして、恐らくこの意味は当然いまおっしゃつたように、本来的な給付改善に全力を投球すべきだという御趣旨でございまして、そういうものを慮つてしまつてはいかぬぞという警告と理解いたしておりました。同時にまた反面ではそういうことを忘れないでやるならば、福祉施設について必ずしも不賛成ではないと、こういうふうに理解をいたしておるわけでございます。ただ、その福祉施設をやるにつきましては十分な配慮を加えまさんと、せつかくの制度が目的に反してしまふということもございまして、これは慎重にやらざるを得ない。そういう意味で、私どもの方は児童手当制度の効果が十分上がるような形でこの福祉施設の制度というものを考へてまいりたい、こういうふうに考へております。

○小平芳平君 具体的に、福祉施設の厚生省の計画として、初めに計画をお述べいただきたいわけですが、中におきまして、児童手当の資金からそういう施設をつくるのは疑問があるという、児童手当制度の資金をそういう施設に回す、そこに疑問があるという点と、そうでない、いや、福祉施設のそういう面については、確かに児童の福祉の推進に役立つであろうという面と両面があるように表現されておりますが、そういう点についての御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(石野清治君) 最初に、施設の具体的な計画でございまして、あくまでもこの福祉施設は児童手当法の目的達成の一環というふうな考へておりますので、その事業内容につきましても児童の健全育成なりあるいは資質の向上が図られる事業が一番適していると思ひ考へておるわけでございます。五十三年度におきまして考へており





問題がございますので、単純な比較はできませんけれども、現在のところでは総体として国民年金の保険料はまだ負担をさせていただけるのではないかとこのように考えておるわけでございます。

○小平芳平君 私たちは国民年金が、保険料がどういふふうな上がつてはともついでいけませんという声もずいぶん聞きますので、これは局長はこの程度の保険料なら十分というふうにいまおっしゃったけれども、それだけでいけるかどうか、よろしいかどうか、それはもう一番緊急の課題として研究していただきたいと思ひます。

先ほどの、特例納付によつて無年金者をなくすという点ですね。これはずいぶん先ほどいろいろ質疑応答があつたので、詳しいことは繰り返す必要ありませんので、ただ、確かに五十万円を二年間で払うという方は特殊な例だと思ふんですね、相当特殊な例だと思ふんですね。まあしかし、そういう五十万円というものを払うとなると、これは借りて払うにしろよほどの決心が必要ですね。借りたものは返さなくちゃいけないわけですから。ですからそういう点、実施状況を見てということなんでしょうか、貸付制度をつくるかどうかは。ここで、私がちょっと伺つてみたいと思ひますことは、第一に前回の特例納付の際に市町村で貸付制度をおやりになつたかどうか、そのような実情はどう把握していらつしやるか。

それから第二、これは保険局の関係になります。高額療養費の貸付制度、これも高額療養費の貸付制度は今回の薬剤の問題でずいぶんこれから問題になるわけですが、こういう点も恐らく市町村が中心で高額療養費の貸付制度もやつていられると思ひますが、以上二点についてどのように把握しておられますか。

○政府委員(大和田潔君) 前回の特例納付の際に、市町村が独自で行いました貸付状況、これは市町村の資金による貸し付け、これが実施市町村、百二十六市町村でございます。なお、これに対する貸付状況といたしましては千二百四十二件、四千九百五十万、一件当たり平均貸付額は四万

円、かような結果が出ております。

以上でございます。

○政府委員(八木哲夫君) 現在の高額療養費の問題でございますけれども、医療保険制度におきましても、家族は三割の負担、国民健康保険におきましても本人、家族とも三割ということでございます。従来におきましては、医療費が人によりまして変わると思ひますけれども、幾らかかっても三割は負担せねばいけないということであつたわけでございますけれども、家計に対します脅威を緩和するというような意味から、高額療養費の制度がございまして、現在は三万九千円ということになつていられるわけでございまして、そういう意味におきまして、従来と異なりまして四十八年の改正以後、そういう面から高額療養費三万九千円以上はすべて保険で見るといふような仕組みになつておるわけでございまして、ただ、保険としましてそういうような家計の脅威を緩和するというところで、先生からただいまお話をございましたように、現在、医療審議会に御諮問をしております健康保険法の改正におきましても、薬剤費の負担は行いますけれども、家計に対する負担という面から、現在の三万九千円をさらに世帯で月二万円程度にしたいという改善を考へていられる次第でございます。ただ、保険の範囲内でございますのは、やはりこういうような限界というものがあつたわけでございまして、そういうような意味で低所得者等に対します当然現在でございまして三万九千円、今後の健康保険では二万円以上は一時窓口で支払つていただいて、あと償還するという形で一時の立てかえの問題でございまして、その意味におきまして、現在市町村等におきまして住民福祉という観点から、そういう面につきましても市町村が行つていられる例はございまして、現在全市町村のうちの一六〇ほどの五百三十二市町村が、何らかの形の貸し付けという制度を現在実施しているわけでございまして、なお、健康保険法の現在御諮問申し上げております案につきましては、

三万九千円を二万円に改善したいということでございますし、さらに世帯更生資金等の活用という問題につきましても、十分研究していかなければならぬというふうな考へていられる次第でございます。

○小平芳平君 いまの課題といたしましては、先ほどの貸付制度を検討するという、実施状況を見ながら検討するといふ点について私が質問をしております。趣旨は、やりたくないのを仕方ない、うるさいからやるんだつていう考へじゃなくて、取り組もうという考へならば、いまの二つの点、前回の特例納付のときの経過、このときは金額も低かつたですね。現在想像するような金額じゃなかつたようにいまお話しなされておられますし、また高額療養費の場合も、これは全く市町村もしくは国民連合会ですね、市町村独自で制度を持つていられるのは国民連合会、これらがほとんど貸付制度をやつていられるわけでありまして。国の制度、たとえば世帯更生資金の利用といふのはごくわずかでしよう、局長。ですから、そういう点で、全くこれから出発をしてみなくちゃ見当がつかない貸付制度つていふものは、将来の動き出してみなくちゃ検討のしようもないんだつていふことじゃなくて、現在の段階でもそういう市町村がやつていられる貸付制度、実際のどのくらいの人がどのくらいの負担を強いられるか。この高額療養費の場合ももつと細かいデータがあるわけですが、ちよつときよの課題でないから細かいことは申しませんが、お聞きいたしませんか、そういう点から、もつと具体的な年金局としての検討が可能じゃないですか、いかがですか。

○政府委員(木暮保成君) 今度の特例納付三回目をやるに当たつて、いろいろ検討いたしましたわけでございますが、私も一番心配をいたしましたのは、国民年金全体の運営に支障が出るのではないかといふことなんでしょう。

先ほどちよつと申し上げましたが、国民年金といふのは非常に変わった制度でございまして、大ぜいの被保険者の方に自主的に保険料を納めて

いただくということがないと運営ができません。厚生年金の場合には、国会で保険料をお決めただけならば、事業主を通じて強制徴収する方法もあるわけでございましてけれども、国民年金の場合には、一人一人の方が自発的に保険料を納めていただかなければ財源が確保できないと、こういう制度になつておるわけでございます。

それで、特例納付を一回目、二回目とやつてまいりまして、三回目ということになりますと、どうしても一定期間を置いて特例納付といふのは繰り返されるに違ひないと、こういうことにならうかと思つたわけでございまして、そうしますと、やはり若いときから苦しい収入の中から保険料を納めるよりも、老齢年金がもらえる近くなつたときの特例納付に乗ればよいということになりかねないのではないかと。その際、貸付制度までやりますと、もう先に行けば特例納付もあり、一回目、二回目と違つて、国が積極的に貸付制度もやつてくれたといふことであれば、いよいよまじめに保険料を納めるということに支障が出てくるのではないかと。これを考へたわけでございまして、御提案の当初、貸付制度はむしろ考へないでいこうという判断をいたしましたわけでございまして。

○小平芳平君 そういうふうな貸付制度をやらないうと、その理由を聞いていられるんじゃないんです。やりたくないという理由はさつき一時間くらい聞きましたから、やりたくないといふことをいままさら聞いていられるんじゃないかと、前回は、公平に客観的に考へた場合、前回の特例納付のときも市町村では貸し付けをやらざるを得なかつたけれども、金額は今回に比べて低いわけです。金額は今回に比べて低いわけです。年金額長がいやだやと言つていられるうちに、市町村はやむにやまらずやつたわけですから。今回はそれ以上の大きな金額を負担しなければ年金権を取れないとなれば、いづれ貸付制度といふものが各市町村で議題になるのは目に見えていられるわけです。にもかかわら



いま児童局長から申し上げたことと大体同じでございます。本人所得制限は厳し過ぎるのではないかと、いかにこの点に立って緩和すると同時に、扶養義務者所得制限の方は若干余裕のある人に行き過ぎているきらいがあるということで、先ほど申し上げましたような考え方に立って、先ほど申し上げた政令の段階では、一挙に八百五万にいたしますが、政令の影響が出てまいりますので、その影響を最小限度に抑えるという意味で八百七十六万に据え置くというような改正を考えているわけでございます。

○小平芳平君 結局、昭和五十四年度から所得制限はこのように引き下げます、昭和五十四年四月一日から所得制限はこういふふう引き下げますという政令を、この法案が通過、成立した場合、そういう政令を出すわけですか。それが情勢が、一年先のことで、すぐ変わっちゃたらどうかなさるのですか。

○国務大臣(小沢辰男君) 実は先生、私が着任をいたしましたので、この問題はまあ大体前年どおりということで、事務当局はこれ予算の最終段階まで保留予算でございまして、十二月のぎりぎりのときに私は着任しまして、予算要求という問題にぶつかってわけです。私は前から、たとえば目の不自由な方が夫婦でおられまして、七十過ぎた方でも、マッサージュ業なりなんか一生懸命になつて働いている人がありまして、この場合に、ちょっとこの制度を聞いてみたら、月十三万ちょっとになりますと、もう福祉年金ももらえないということになっておつたわけでございます。そこで、それはおかしきじゃないか、一生懸命に働いて、わずか十三万夫婦でかき立てて一生懸命になつて働いている人が、福祉年金をもらえないで、そして八百七十六万と言いますと、世帯として月大体七十一万円以上になるわけでございますが、その方が福祉年金をもらおうというの、これはおかしきじゃないか。そこで、今年度は三七%も国債を発行するようなときだから、片っ方は既得権だから据え置いておいて、片っ方をできるだけ所得制限

の限度額を引き下げまして、そしてうんとやるようにしようというには、とても三七%も赤字公債を出しているときだから、それはいまのような設例のときにうんとひとつ福祉年金をみんなにやれるようにしようじゃないかというので、私が大分事務当局から、この問題いろいろの既得権のあれでもって、予算もう目の前だというのに、いろいろの問題が起りますよと言われたんですが、提案をして大蔵省と折衝を始めたわけでございます。そうしましたら、そつちの方はいい考えだけれども、減らす方はちよつとというので、やっぱりいろいろの問題が起りますので、そこで率直に言いますと、三役との調停まで持っていきましたわけでございます。その際に、いろいろございまして、たが、予算は単年度編成でございまして、ひとつことはこれでいくな、据え置くのだ、それで低所得の方はよけいにする、限度額を引き下げてやるということ、このけりをつけていただいたわけでございますので、したがって予算が単年度主義であるということから見ますと、私もは来年度の所得制限をどうするかは、これが御協賛を得まして通過した後に、今度、来年度の予算編成等がございまして、そのときに改めて来年度のことは考える、こういう考えでございまして、直ちに政令改正をやつて、来年は今度八百万円も下げるぞということになりますか、あるいはいろいろな情勢を見てそれがまた同じようになりましか、あるいはもっと給付を厚くしなさいかぬ階層についてどういふあれをやるかという検討をいたしまして、こう思っております。

○委員(和田静夫君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員(長) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十分散会

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四三一八号)
- 一、戦時災害援護法制定等に関する請願(第四三一九号)
- 一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四三二六号)
- 一、母性保障法制定に関する請願(第四三二七号)
- 一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の期間延長に関する請願(第四三二八号)
- 一、青森県における重度心身障害児施設の増設に関する請願(第四三三三三号)
- 一、療術の制度化に関する請願(第四三四〇号)
- 一、(第四三四二号)(第四三四三号)
- 一、(第四三四四号)(第四三四五号)
- 一、(第四三四六号)(第四三四七号)
- 一、(第四三四八号)(第四三四九号)
- 一、(第四三四九号)(第四四五〇号)
- 一、(第四四五〇号)(第四四五一号)
- 一、(第四四五一号)(第四四五二号)
- 一、(第四四五二号)(第四四五三号)
- 一、(第四四五三号)(第四四五四号)
- 一、(第四四五四号)(第四四五五号)
- 一、(第四四五五号)(第四四五六号)
- 一、(第四四五六号)(第四四五七号)
- 一、(第四四五七号)(第四四五八号)
- 一、(第四四五八号)(第四四五九号)
- 一、(第四四五九号)(第四四六〇号)
- 一、(第四四六〇号)(第四四六一号)
- 一、(第四四六一号)(第四四六二号)
- 一、(第四四六二号)(第四四六三号)
- 一、(第四四六三号)(第四四六四号)
- 一、(第四四六四号)(第四四六五号)
- 一、(第四四六五号)(第四四六六号)
- 一、(第四四六六号)(第四四六七号)
- 一、(第四四六七号)(第四四六八号)
- 一、(第四四六八号)(第四四六九号)
- 一、(第四四六九号)(第四四七〇号)
- 一、(第四四七〇号)(第四四七一号)
- 一、(第四四七一号)(第四四七二号)
- 一、(第四四七二号)(第四四七三号)
- 一、(第四四七三号)(第四四七四号)
- 一、(第四四七四号)(第四四七五号)
- 一、(第四四七五号)(第四四七六号)
- 一、(第四四七六号)(第四四七七号)
- 一、(第四四七七号)(第四四七八号)
- 一、(第四四七八号)(第四四七九号)
- 一、(第四四七九号)(第四四八〇号)
- 一、(第四四八〇号)(第四四八一号)
- 一、(第四四八一号)(第四四八二号)
- 一、(第四四八二号)(第四四八三号)
- 一、(第四四八三号)(第四四八四号)
- 一、(第四四八四号)(第四四八五号)
- 一、(第四四八五号)(第四四八六号)
- 一、(第四四八六号)(第四四八七号)
- 一、(第四四八七号)(第四四八八号)
- 一、(第四四八八号)(第四四八九号)
- 一、(第四四八九号)(第四四九〇号)
- 一、(第四四九〇号)(第四四九一号)
- 一、(第四四九一号)(第四四九二号)
- 一、(第四四九二号)(第四四九三号)
- 一、(第四四九三号)(第四四九四号)
- 一、(第四四九四号)(第四四九五号)
- 一、(第四四九五号)(第四四九六号)
- 一、(第四四九六号)(第四四九七号)
- 一、(第四四九七号)(第四四九八号)
- 一、(第四四九八号)(第四四九九号)
- 一、(第四四九九号)(第四五〇〇号)
- 一、(第四五〇〇号)(第四五〇一号)
- 一、(第四五〇一号)(第四五〇二号)
- 一、(第四五〇二号)(第四五〇三号)
- 一、(第四五〇三号)(第四五〇四号)
- 一、(第四五〇四号)(第四五〇五号)
- 一、(第四五〇五号)(第四五〇六号)
- 一、(第四五〇六号)(第四五〇七号)
- 一、(第四五〇七号)(第四五〇八号)
- 一、(第四五〇八号)(第四五〇九号)
- 一、(第四五〇九号)(第四五一〇号)
- 一、(第四五一〇号)(第四五一一号)
- 一、(第四五一一号)(第四五一二号)
- 一、(第四五一二号)(第四五一三号)
- 一、(第四五一三号)(第四五一四号)
- 一、(第四五一四号)(第四五一五号)
- 一、(第四五一五号)(第四五一六号)
- 一、(第四五一六号)(第四五一七号)
- 一、(第四五一七号)(第四五一八号)
- 一、(第四五一八号)(第四五一九号)
- 一、(第四五一九号)(第四五二〇号)
- 一、(第四五二〇号)(第四五二一号)
- 一、(第四五二一号)(第四五二二号)
- 一、(第四五二二号)(第四五二三号)
- 一、(第四五二三号)(第四五二四号)
- 一、(第四五二四号)(第四五二五号)
- 一、(第四五二五号)(第四五二六号)
- 一、(第四五二六号)(第四五二七号)
- 一、(第四五二七号)(第四五二八号)
- 一、(第四五二八号)(第四五二九号)
- 一、(第四五二九号)(第四五三〇号)
- 一、(第四五三〇号)(第四五三一号)
- 一、(第四五三一号)(第四五三二号)
- 一、(第四五三二号)(第四五三三号)
- 一、(第四五三三号)(第四五三四号)
- 一、(第四五三四号)(第四五三五号)
- 一、(第四五三五号)(第四五三六号)
- 一、(第四五三六号)(第四五三七号)
- 一、(第四五三七号)(第四五三八号)
- 一、(第四五三八号)(第四五三九号)
- 一、(第四五三九号)(第四五四〇号)
- 一、(第四五四〇号)(第四五四一号)
- 一、(第四五四一号)(第四五四二号)
- 一、(第四五四二号)(第四五四三号)
- 一、(第四五四三号)(第四五四四号)
- 一、(第四五四四号)(第四五四五号)
- 一、(第四五四五号)(第四五四六号)
- 一、(第四五四六号)(第四五四七号)
- 一、(第四五四七号)(第四五四八号)
- 一、(第四五四八号)(第四五四九号)
- 一、(第四五四九号)(第四五五〇号)
- 一、(第四五五〇号)(第四五五一号)
- 一、(第四五五一号)(第四五五二号)
- 一、(第四五五二号)(第四五五三号)
- 一、(第四五五三号)(第四五五四号)
- 一、(第四五五四号)(第四五五五号)
- 一、(第四五五五号)(第四五五六号)
- 一、(第四五五六号)(第四五五七号)
- 一、(第四五五七号)(第四五五八号)
- 一、(第四五五八号)(第四五五九号)
- 一、(第四五五九号)(第四五六〇号)
- 一、(第四五六〇号)(第四五六一号)
- 一、(第四五六一号)(第四五六二号)
- 一、(第四五六二号)(第四五六三号)
- 一、(第四五六三号)(第四五六四号)
- 一、(第四五六四号)(第四五六五号)
- 一、(第四五六五号)(第四五六六号)
- 一、(第四五六六号)(第四五六七号)
- 一、(第四五六七号)(第四五六八号)
- 一、(第四五六八号)(第四五六九号)
- 一、(第四五六九号)(第四五七〇号)
- 一、(第四五七〇号)(第四五七一号)
- 一、(第四五七一号)(第四五七二号)
- 一、(第四五七二号)(第四五七三号)
- 一、(第四五七三号)(第四五七四号)
- 一、(第四五七四号)(第四五七五号)
- 一、(第四五七五号)(第四五七六号)
- 一、(第四五七六号)(第四五七七号)
- 一、(第四五七七号)(第四五七八号)
- 一、(第四五七八号)(第四五七九号)
- 一、(第四五七九号)(第四五八〇号)
- 一、(第四五八〇号)(第四五八一号)
- 一、(第四五八一号)(第四五八二号)
- 一、(第四五八二号)(第四五八三号)
- 一、(第四五八三号)(第四五八四号)
- 一、(第四五八四号)(第四五八五号)
- 一、(第四五八五号)(第四五八六号)
- 一、(第四五八六号)(第四五八七号)
- 一、(第四五八七号)(第四五八八号)
- 一、(第四五八八号)(第四五八九号)
- 一、(第四五八九号)(第四五九〇号)
- 一、(第四五九〇号)(第四五九一号)
- 一、(第四五九一号)(第四五九二号)
- 一、(第四五九二号)(第四五九三号)
- 一、(第四五九三号)(第四五九四号)
- 一、(第四五九四号)(第四五九五号)
- 一、(第四五九五号)(第四五九六号)
- 一、(第四五九六号)(第四五九七号)
- 一、(第四五九七号)(第四五九八号)
- 一、(第四五九八号)(第四五九九号)
- 一、(第四五九九号)(第四六〇〇号)



一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(第四五三六号)(第四五三七号)(第四五三八号)(第四五三九号)(第四五四〇号)(第四五四一号)(第四五四二号)(第四五四三号)(第四五四四号)(第四四五四号)(第四五四五号)(第四五四六号)(第四五四七号)(第四五四八号)(第四五四九号)(第四五五〇号)(第四五五一号)(第四五五二号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第四五五七号)

第四三二八号 昭和五十三年四月七日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(七通)  
請願者 長崎県東彼杵郡川棚町白石一、二  
紹介議員 広田 幸一君  
七〇 正木哲子外七千五百二十二名  
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四三一九号 昭和五十三年四月七日受理  
戦時災害援護法制定等に関する請願  
請願者 名古屋市市中村区大秋町四ノ八五  
森本すみ外十四名  
紹介議員 赤桐 操君  
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第四三二六号 昭和五十三年四月七日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 福井県敦賀市元町九ノ三七 山本  
英太郎外九名  
紹介議員 片山 甚市君  
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四三二七号 昭和五十三年四月七日受理  
母性保障法制定に関する請願  
請願者 東京都目黒区上目黒三ノ六ノ一六  
渡辺みゆき外二千五百五十四名  
紹介議員 片山 甚市君  
この請願の趣旨は、第三七六六号と同じである。

第四三二八号 昭和五十三年四月七日受理  
駐留軍関係離職者等臨時措置法の期間延長に関する請願(二通)  
請願者 広島県佐伯郡大柿町小古江 出口  
源造外九百二十名  
紹介議員 安恒 良一君  
この請願の趣旨は、第四二二一号と同じである。

第四三三三三号 昭和五十三年四月七日受理  
青森県における重度心身障害児施設の増設に関する請願  
請願者 青森市篠田三ノ一ノ五 奈良やち  
よ  
紹介議員 下田 京子君  
青森県内に重度心身障害児施設を増設し、最低一棟四十床を確保されたい。また、その実現までは、管下国立療養所を指導して、最低のベットチェンジなどを実現されたい。

理由  
現在、青森県から岩手県一関市のあすなろ療育園に二十人の本県出身の重度障害児が入所している。青森県にある国立八戸療養所と国立岩木療養所の施設は百六十床あるが、いずれも満床で入れないため、やむなくあすなろ療育園に入所している。しかし同療育園が遠いため、子どもに面会に行くのに最低一万円から一万三千円の出費となる。盆、正月の年二回子どもを帰省させることになつては、乗車券の入手も困難である。運良く乗車できても、身障者の排便など他の乗客に迷惑をかけたたり、環境の変化による発作を起したりして心配が絶えない。

第四三四〇号 昭和五十三年四月七日受理  
療術の制度化に関する請願(五通)  
請願者 宮城県泉市南光台東一ノ三ノ九  
齊藤啓外四名  
紹介議員 遠藤 要君  
この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第四三四一四号 昭和五十三年四月七日受理  
療術の制度化に関する請願(四通)  
請願者 千葉県柏市十倉二 三三ノ一二五  
須崎ハヤ外三名  
紹介議員 楠 正俊君  
この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第四三四二二号 昭和五十三年四月七日受理  
療術の制度化に関する請願(四通)  
請願者 高知市新本町一ノ一三ノ三 坂本  
文外三名  
紹介議員 林 道君  
この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第四三四三三三号 昭和五十三年四月七日受理  
駐留軍関係離職者等臨時措置法の期間延長に関する請願  
請願者 沖繩県那覇市松尾四四ノ六 宮里  
栄次郎外九百九十九名  
紹介議員 喜屋武眞榮君  
この請願の趣旨は、第四二二一号と同じである。

第四三五〇号 昭和五十三年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(四通)  
請願者 富山市金屋四区五、二九六 松井  
節子外三千九百十八名  
紹介議員 安恒 良一君  
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四三五五五号 昭和五十三年四月八日受理  
診療放射線技師制度に関する請願  
請願者 大分市高砂町二ノ三七六分泉放射  
線技師会内 亀崎哲外九十名  
紹介議員 佐藤 三吾君  
この請願の趣旨は、第四〇四一号と同じである。

第四三五五七号 昭和五十三年四月八日受理  
診療放射線技師制度に関する請願  
請願者 札幌市北区北八条西五丁目北海道

請願者 愛知県春日井市松森二ノ三〇 吉  
田秋光外三千六百五十五名  
紹介議員 市川 房枝君  
この請願の趣旨は、第三七六六号と同じである。

第四三五三三三号 昭和五十三年四月八日受理  
診療放射線技師制度に関する請願  
請願者 東京都中央区八重洲一ノ四ノ一七  
東京都放射線技師会内 国定忠彦  
外三百六十六名  
紹介議員 上田 哲君  
この請願の趣旨は、第四〇四一号と同じである。

第四三五四四号 昭和五十三年四月八日受理  
診療放射線技師制度に関する請願  
請願者 千葉県八日市場市若潮町二ノ二  
千葉県放射線技師会内 菅隆外百  
八十名  
紹介議員 大木 正吾君  
この請願の趣旨は、第四〇四一号と同じである。

第四三五五五号 昭和五十三年四月八日受理  
診療放射線技師制度に関する請願  
請願者 大分市高砂町二ノ三七六分泉放射  
線技師会内 亀崎哲外九十名  
紹介議員 佐藤 三吾君  
この請願の趣旨は、第四〇四一号と同じである。

第四三五五六号 昭和五十三年四月八日受理  
診療放射線技師制度に関する請願  
請願者 新潟市旭町通一ノ七五四新潟県放  
射線技師会内 渡辺強外二百二十  
八名  
紹介議員 志苦 裕君  
この請願の趣旨は、第四〇四一号と同じである。

第四三五五七号 昭和五十三年四月八日受理  
診療放射線技師制度に関する請願  
請願者 札幌市北区北八条西五丁目北海道

第四三五五七号 昭和五十三年四月八日受理  
診療放射線技師制度に関する請願  
請願者 札幌市北区北八条西五丁目北海道

第四三五五七号 昭和五十三年四月八日受理  
診療放射線技師制度に関する請願  
請願者 札幌市北区北八条西五丁目北海道

第四三五五七号 昭和五十三年四月八日受理  
診療放射線技師制度に関する請願  
請願者 札幌市北区北八条西五丁目北海道

第四三五五七号 昭和五十三年四月八日受理  
診療放射線技師制度に関する請願  
請願者 札幌市北区北八条西五丁目北海道

放射線技師会内 岩佐誠外四百十八名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第四〇四一号と同じである。

第四三五九号 昭和五十三年四月八日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 東京都豊島区池袋本町四ノ四六ノ七、四〇六 泉川孟外千三名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四三六〇号 昭和五十三年四月八日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岡山市西大寺中野八三四 三宅国雄外七十二名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第四三七四号 昭和五十三年四月十日受理

社会保険・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 富山市黒崎三七四 竹沢二郎外千九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四三七五号 昭和五十三年四月十日受理

全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願

請願者 東京都八王子市上野町四三 坂本守外八十六名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第四三八九号 昭和五十三年四月十日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市武庫庄孤塚三二八ノ二 楠優子外五百二十四名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第四三九〇号 昭和五十三年四月十日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 富山県高岡市南星町一、四八三ノ七 酒井豊明外九百六十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四三九三三号 昭和五十三年四月十日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県富士市広見本町一六ノ八 中村達夫外八百十名

紹介議員 福島 茂夫君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四四二二二号 昭和五十三年四月十一日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市須賀町一、七一一 松林衛外九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四四二二三号 昭和五十三年四月十一日受理

全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願

請願者 東京都足立区舎人三ノ一五ノ一九 上野絹恵外八十一名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第四四二四四号 昭和五十三年四月十一日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 和歌山県海草郡下津町塩津一〇六 中野由美子外九百六十九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四四二五五号 昭和五十三年四月十一日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 高知市鴨部七六六ノ三 中平理明外九百九十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四四二六六号 昭和五十三年四月十一日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡大島村的山川内四〇一 川久保晃司外九百九十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四四四四四号 昭和五十三年四月十二日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 京都市下京区小稲荷町七八 木下清治外七百八十名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第四四四四五号 昭和五十三年四月十二日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 和歌山県海南市大野中八八九ノ三 西浦文江外九百七十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四四四六六号 昭和五十三年四月十二日受理

国民年金改善に関する請願

請願者 東京都目黒区碑文谷一ノ一九ノ二 一第二大和荘内 大村博

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四四四七七号 昭和五十三年四月十二日受理

国民年金改善に関する請願

請願者 東京都板橋区板橋二ノ三三ノ八 佐久間長夫外一名

この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四四六七七号 昭和五十三年四月十二日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 東京都豊島区雑司ヶ谷一ノ二八ノ五 樽井一輝外八十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四四六八八号 昭和五十三年四月十二日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願(四通)

請願者 熊本県荒尾市増永六四〇 宮崎朝子外三千八百八十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四四六九九号 昭和五十三年四月十二日受理

国民年金改善に関する請願

請願者 横浜市中区福富町西通四八神奈川 県建設労働組合連合会内 勝目次雄

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四四七〇号 昭和五十三年四月十二日受理

国民年金改善に関する請願

請願者 埼玉県富士見市鶴馬三、二七九 伊藤恵一郎

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四四七一七号 昭和五十三年四月十二日受理

療術の制度化に関する請願(六通)

請願者 神奈川県藤沢市本町一ノ一〇ノ一 〇 吉沢勇外五名

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第四四八四号 昭和五十三年四月十三日受理  
戦時災害援護法制定等に関する請願  
請願者 名古屋市中村区大秋町一ノ一五  
青木政博外十四名

紹介議員 志苦 裕君  
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第四四八五号 昭和五十三年四月十三日受理  
戦時災害援護法制定等に関する請願  
請願者 愛知県尾張旭市長坂町南山二、八  
七四ノ一七五 伊藤剛外十四名

紹介議員 山崎 昇君  
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第四四八六号 昭和五十三年四月十三日受理  
母性保障法制定に関する請願  
請願者 岐阜市本荘三、四五六 吉村繁乃  
外三千八百六十四名

紹介議員 渡部 通子君  
この請願の趣旨は、第三七六号と同じである。

第四四八七号 昭和五十三年四月十三日受理  
国民年金改善に関する請願  
請願者 東京都新宿区天神町三四 根本惣  
市

紹介議員 佐藤 三吾君  
この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四四八八号 昭和五十三年四月十三日受理  
国民年金改善に関する請願  
請願者 東京都東大和市高木五一 関又五  
郎

紹介議員 官本 顕治君  
この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四四八九号 昭和五十三年四月十三日受理  
国民年金改善に関する請願  
請願者 東京都多摩市愛宕四ノ一ノ三 唯  
山明人

紹介議員 龜山 篤君  
この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四四九〇号 昭和五十三年四月十三日受理  
国民年金改善に関する請願  
請願者 東京都目黒区下目黒六ノ一五ノ一  
九 正木義則

紹介議員 目黒今朝次郎君  
この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四四九一号 昭和五十三年四月十三日受理  
国民年金改善に関する請願  
請願者 東京都調布市富士見町四ノ三三ノ  
一 吉沢延一

紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四四九二号 昭和五十三年四月十三日受理  
国民年金改善に関する請願(二通)  
請願者 東京都新宿区高田馬場一ノ一〇ノ  
二三 柳仁外一名

紹介議員 秦 豊君  
この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四四九三号 昭和五十三年四月十三日受理  
国民年金改善に関する請願  
請願者 東京都保谷市東伏見五ノ一〇ノ二  
七 帆角信市

紹介議員 小巻 敏雄君  
この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四四九四号 昭和五十三年四月十三日受理  
国民年金改善に関する請願  
請願者 三重県津市島崎町五四七 浜田健  
士

紹介議員 坂倉 藤吾君  
この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四四九五号 昭和五十三年四月十三日受理

国民年金改善に関する請願  
請願者 群馬県伊勢崎市今白町一甲一、三  
八九 星野新太郎

紹介議員 栗原 俊夫君  
この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四四九六号 昭和五十三年四月十三日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 福井市花堂町中抜一三ノ一 松葉  
ひとみ外九百七十九名

紹介議員 広田 幸一君  
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四四九七号 昭和五十三年四月十三日受理  
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額  
等に関する請願  
請願者 名古屋千種区希望ヶ丘三ノ一ノ  
四一 杉本昌彦外千名

紹介議員 粕谷 照美君  
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第四四九七号 昭和五十三年四月十三日受理  
生協の育成強化等に関する請願  
請願者 福岡県飯塚市片島三ノ六ノ二一  
山下和夫外九百六十名

紹介議員 秦 豊君  
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四四九八号 昭和五十三年四月十三日受理  
生協の育成強化等に関する請願  
請願者 福岡県田川郡赤田町伊原 大塚守  
外九百六十名

紹介議員 田 英夫君  
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四四九九号 昭和五十三年四月十三日受理  
医療保険制度改善反対等に関する請願  
請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根飯屋五  
ノ二 武智ふく子外二百一十一名

紹介議員 大塚 喬君  
この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第四五三〇号 昭和五十三年四月十三日受理  
全国一律最低賃金制確立に関する請願  
請願者 長野市小島二七四 矢沢嘉三外二  
十九名

紹介議員 大塚 喬君  
この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第四五三一号 昭和五十三年四月十三日受理  
母性保障法制定に関する請願  
請願者 三重県三重郡楠町南川五〇 河野  
由美子外三千三百十六名

紹介議員 田 英夫君  
この請願の趣旨は、第三七六号と同じである。

第四五三六号 昭和五十三年四月十三日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の  
一部改正に関する請願(十通)  
請願者 秋田市南通亀の町四ノ三九秋田県  
興行環境衛生同業組合理事長 堀  
端英一外一万五千七百五名

紹介議員 佐々木 満君  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行後二十年を経過した今日、当面する経営危機に死活を問われている環境衛生関係営業の振興と業界秩序の確立を制度的に達成するため、同法を次のとおり早急に改正されたい。

一、環境衛生同業組合(以下「環境組合」という。)及び環境衛生同業組合連合会(以下「連合会」という。)において、当該業種の近代化を促進し、その振興を図るため「振興計画」を作成し、実施できるような法的措置を講ずること。

二、事業者台帳の作成は現行の任意制でなく、その作成(整理保管を含む)は環境組合の事業とし、併せて「組合の組合員たる資格を有する者は、当該事業所の内容(事業者台帳作成に必要事項)を組合に登録することに改めること。

三、環衛業に対する経営指導体制を充実強化するため、環衛業の指導に当たる者の資格制度を創設し、その養成、資格の認定方法及びその指導体系など環衛業指導事業の実施に関する基準を設定すること。

四、同業組合の基本的事業である「調整事業」は現行制度による運用ではその機能は全く停止同様の状態にある。よつてこの調整事業を必要とする事態が生じたとき「組合は必要とする時期に必要な措置」を速やかに講ぜられるよう措置すること。なお、組合協約、特殊契約についてもこれに関連して実効性が確保できるように所要の改正を図ること。

五、環衛業就業者の技術開発、技能訓練、技能検定及び情報提供等に関する事業を組合事業に導入し、且つこれらの事業について厚生大臣の認可制とするの法的措置を講ずること。

六、営業に関する資材、設備の規格基準の検査機能を組合事業とすること。

七、組合事業の効率化と有機的活動を促進するため、次のとおり組合組織を改善すること。

1 組合の支部に関する規定を設ける。  
2 特定の支部組織については、一定の要件のもとに経済共同事業の当事者となり得る措置を講ずる。

3 現在の全国環境衛生同業組合中央会を法定組織として位置づける。

八、共済事業の整備充実を図り組合事業による就業者の福利厚生対策を強化する措置を講ずること。

九、衛生施設の維持向上に関する事業、経営指導事業、技能の向上及び調査研究事業など小規模事業者に対する組合事業については、国庫助成の方途を講ずる外共同事業に対する金融、税制上の優遇措置についても配慮すること。

第四五三七号 昭和五十三年四月十三日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(二十三通)

請願者 東京都港区港南二ノ七ノ一九東京  
都食肉環境衛生同業組合内 神田  
幸次外六万五千五百九十九名  
紹介議員 原 文兵衛君  
この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第四五三八号 昭和五十三年四月十三日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(十六通)  
請願者 石川県金沢市此花町六ノ一〇金沢  
ビル内石川県旅館業環境衛生同業  
組合理事長 矢田松太郎外一万九  
九百六十七名  
紹介議員 嶋崎 均君  
この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第四五三九号 昭和五十三年四月十三日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(十通)  
請願者 福井市春山二ノ一三ノ二三福井県  
公衆浴場業環境衛生同業組合理事  
長 倉橋市太郎外九千七百八十八名  
紹介議員 熊谷太三郎君  
この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第四五四〇号 昭和五十三年四月十三日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(十三通)  
請願者 静岡市北安東一ノ九ノ一〇環境衛  
生同業組合静岡興業協会内 小  
林要作外二万五千十六名  
紹介議員 戸塚 進也君  
この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第四五四一号 昭和五十三年四月十三日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(十四通)  
請願者 名古屋市中千種区宮西町二ノ三愛知  
県理容環境衛生同業組合理事長

杉本善一外四万千九百九十二名  
紹介議員 八木 一郎君  
この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第四五四二号 昭和五十三年四月十三日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(十一通)  
請願者 岡山県津山市小姓町一五 粉川昭  
三外一万九千四百九十九名  
紹介議員 斎藤 十朗君  
この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第四五四三号 昭和五十三年四月十三日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(十二通)  
請願者 大阪府天王寺区生玉町五四大阪府  
公衆浴場業環境衛生同業組合理事  
長 酒造昇佐久外一万八千二百十  
七名  
紹介議員 森下 泰君  
この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第四五四四号 昭和五十三年四月十三日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願  
請願者 神戸市兵庫区駅前通一ノ三ノ二八  
兵庫理容環境衛生同業組合理事  
長 尾立四郎外一万三千九百九十  
名  
紹介議員 中西 一郎君  
この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第四五四五号 昭和五十三年四月十三日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(八通)  
請願者 奈良県天理市柳本町一三一ノ二  
北橋宏子外七千三百九十九名  
紹介議員 新谷寅三郎君  
この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第四五四六号 昭和五十三年四月十三日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(八通)  
請願者 岡山市表町一ノ八ノ四四 中村美  
津子外一万四千五百八十八名  
紹介議員 木村 睦男君  
この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第四五四七号 昭和五十三年四月十三日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(六通)  
請願者 山口市湯田温泉六ノ二ノ二二山口  
県クリーニング業環境衛生同業組  
合理事長 野阪重鎮外一万四千四  
百六十六名  
紹介議員 二木 謙吾君  
この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第四五四八号 昭和五十三年四月十三日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(十三通)  
請願者 福岡市中洲四ノ六ノ一二花ノ関ビ  
ル内福岡興行環境衛生同業組合  
内 鈴木謙生外二万四千四百七十九  
名  
紹介議員 遠藤 政夫君  
この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第四五四九号 昭和五十三年四月十三日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(五通)  
請願者 佐賀市多布施三ノ一〇ノ二九佐賀  
県食肉環境衛生同業組合内 福島  
実則外一万二千八百五十七名  
紹介議員 鍋島 直緒君  
この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第四五五〇号 昭和五十三年四月十三日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願（七通）

請願者 熊本市出水二ノ五ノ一 吉田哲哉  
外八千七百九名

紹介議員 細川 護照君  
この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第四五五一号 昭和五十三年四月十三日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願（七通）

請願者 鹿児島市新栄町二ノ三四鹿児島  
県食肉環境衛生同業組合内 増元  
雪安外一万七千五百名

紹介議員 井上 吉夫君  
この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第四五五二号 昭和五十三年四月十三日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 沖縄市知花九六 上間多外六千四百  
四十八名

紹介議員 稲嶺 一郎君  
この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第四五五七号 昭和五十三年四月十三日受理  
生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市高丘町五七五ノ五  
播磨芳数外四十六名

紹介議員 吉田忠三郎君  
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。



第七部

社会労働委員会会議録第十一号

昭和五十三年四月二十五日

【参議院】

昭和五十三年五月二十五日印刷

昭和五十三年五月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D